参考資料３

富 山 県 水 質 環 境 計 画

～クリーンウオーター計画～

令和４年３月

富　　山　　県

目次

第１章　総論 1
　１　計画の趣旨 1
　２　計画の位置づけ 2
　３　計画の期間 3
　４　計画の対象 3
第２章　水環境の現状と課題 4
　１　水環境の現状 4
　２　水環境に係る主要課題 9
第３章　計画の目指す姿と水環境保全施策 11
　１　計画の目指す姿 11
　２　計画の指標 11
　３　水環境保全施策 12
第４章　計画の推進体制 22
　１　県民・民間団体、事業者、行政の役割 22
　２　計画の推進体制 23
　３　計画の進行管理 23

【資料編】

第１章　総論

１　計画の趣旨

本県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観、豊かで美しい富山湾、本州一の植生自然度比率を誇る森林、「名水百選」「平成の名水百選」に全国最多の８か所が選定されている清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれています。私たちは、これらの素晴らしい環境を大切な財産として守り育て、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

特に水環境は、人間の生存や活動の基盤であるとともに有限な資源であり、これを保全し活用していくことが重要であるとともに、自然とのふれあいの確保やうるおいと安らぎを与える水や緑の保全と創造が求められているところです。

こうしたことから、本県では、昭和 62 年２月に「富山県水質環境計画（クリーンウオーター計画）」を策定し、その後、水環境の状況の変化に対応して計画を逐次改定しながら、「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」を目指し、各種施策を推進してきました。

その結果、県内の河川や海域の水質は全般的に改善され、良好な状態を維持していますが、一方では、富山湾の水質維持、水質汚濁事故の防止、水環境保全活動の促進などの課題が残されています。また、気候変動による影響の把握が新たな課題として挙げられます。

また、本県は「環日本海地域をリードする『環境・エネルギー先端県』」として国の「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されており、令和元年８月に策定した「富山県ＳＤＧｓ未来都市計画」に基づき、各種施策に取り組んでいるところです。

さらに、本県では、令和４年２月に新たな成長戦略を策定し、その柱には、経済的な豊かさに加え、身体的・精神的・社会的にも満たされた状態である、真の幸せ「ウェルビーイング」の向上を掲げています。

このような状況を踏まえ、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）達成の観点を取り入れつつ水環境保全施策をさらに推進していくために本計画を改定し、県民、事業者、行政等が一体となってウェルビーイングを実感できるようなよりよい水環境づくりに努めます。

将来ビジョン　『環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県とやま」』

① 世界に誇れる雄大な「立山黒部」や「世界で最も美しい富山湾」など美しい山と海を有し、豊かな水の恵みを活かして持続的な経済発展を実現する県

②「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」が確立した県

2030 年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット

環境　経済　社会



図１－１　富山県ＳＤＧｓ未来都市計画（令和元年８月策定）

２　計画の位置づけ

この計画は、富山県環境基本条例第 12 条に定める富山県環境基本計画に基づく水質の汚濁の防止に関する個別計画であり、河川、湖沼、海域及び地下水の水環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものです。また、県民、事業者、市町村等と連携協力して、本県の豊かで清らかな水環境の保全に取り組むとともに、水環境の魅力をさらに向上・創造させるための県の施策を体系的に示すものです。

なお、このほか、水循環基本法に定める水循環基本計画に基づく流域水循環計画である「とやま 21 世紀水ビジョン」の水環境対策に関連する個別計画としても位置づけられます。

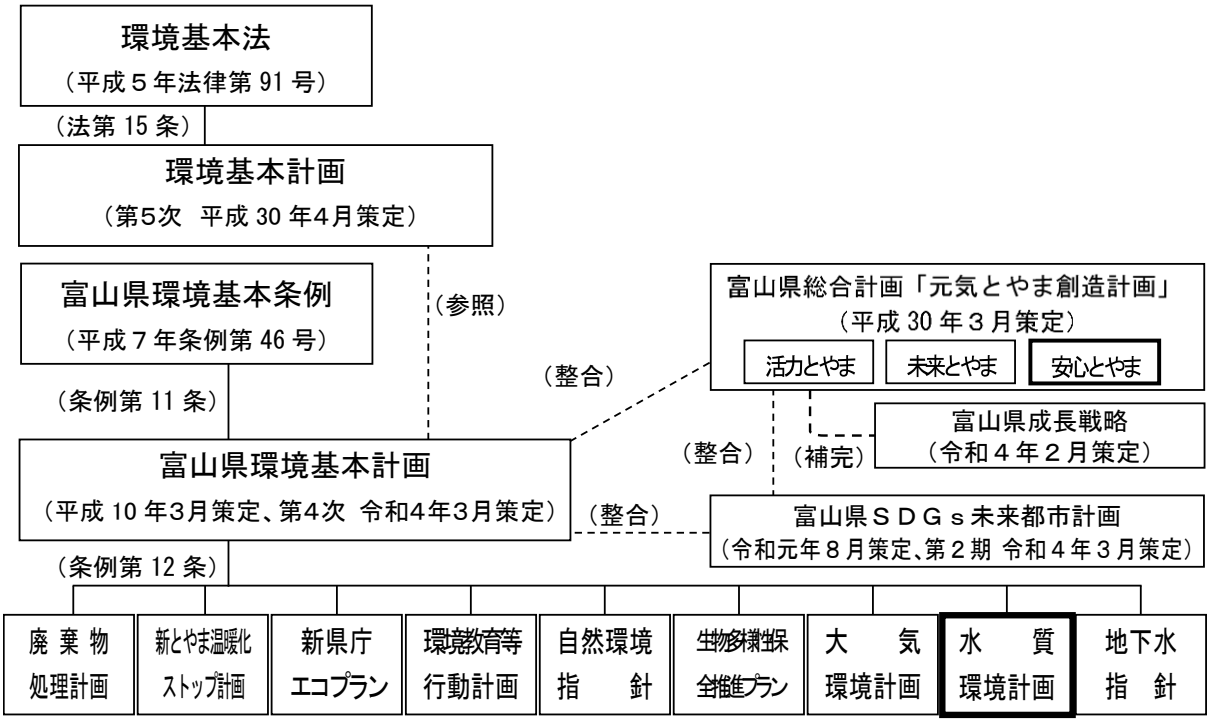


図１－２　計画の位置づけ

３　計画の期間

本計画の期間は、令和４年度から概ね５年間とします。

なお、今後の経済社会情勢の変化、水質汚濁防止法その他の制度の改正などの状況の変化によっては、計画期間内にあっても必要な見直しを行うものとします。

４　計画の対象

富山県の区域に属する公共用水域及び地下水とします。

第２章　水環境の現状と課題

１　水環境の現状

(1)　水質汚濁の現状について

①　公共用水域の水質

県、国土交通省及び富山市では、水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における水質の汚濁状況を常時監視しており、図２－１のとおり 27 河川（51 水域）63 地点、３湖沼（３水域）６地点、２海域（７水域）28 地点の合計 97 地点で水質を測定しています。

改定前の計画の期間（平成 27 年度から令和２年度まで）においては、人の健康の保護に関する項目（健康項目）は、測定した全ての環境基準点で環境基準を達成しています。また、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）は、平成 26 年度から測定開始した水生生物の保全に係る環境基準（水生生物保全環境基準）項目を含め類型指定した全ての水域で環境基準を達成しており、ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）とＣＯＤ（化学的酸素要求量）については表２のとおり 100％達成を維持しています。

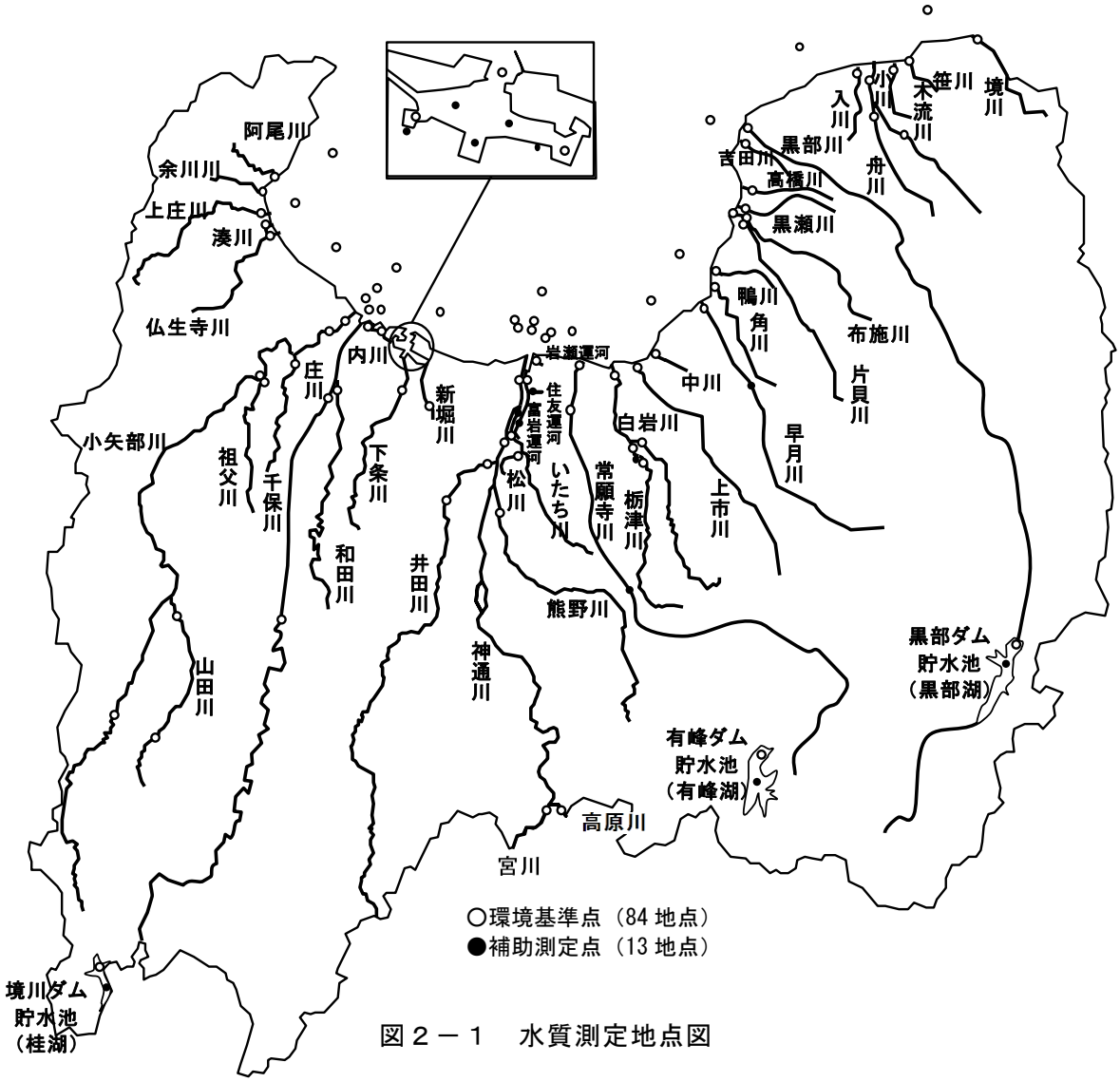


図２－１　水質測定地点図

表２　水質環境基準達成率（ＢＯＤ及びＣＯＤ）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
河川	100%	100%	100%	100%	100%	100%
湖沼	100%	100%	100%	100%	100%	100%
海域	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※　水質環境基準達成率は、県内の環境基準点の全地点数に対する環境基準適合地点数の割合です。

河川のＢＯＤ及び湖沼のＣＯＤは、図２－２及び図２－３のとおり、それぞれの類型の 75%水質値の平均値が全てＡ類型相当の水質となっています。

海域の水質（ＣＯＤ）は、図２－４のとおり、Ａ類型及びＢ類型の水域においてはＡ類型相当、Ｃ類型の水域においてはＢ類型相当より若干高い濃度の水質となっています。

なお、富山湾の水質については、気象、海象等の影響を受けて変動しやすいことが指摘されています。

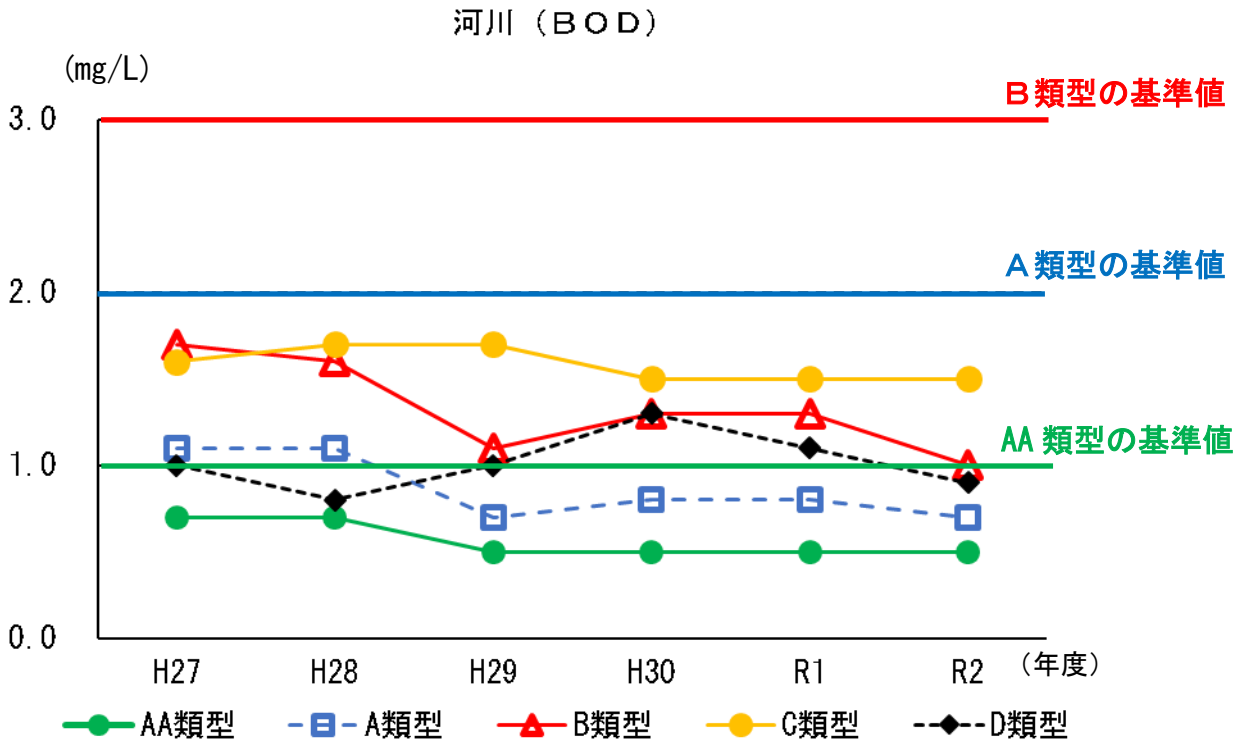


図２－２　公共用水域（河川）の水質の推移

※　プロットは類型ごとの全環境基準点の 75%水質値の平均値

※　Ｃ類型の環境基準値は 5.0 mg/L 以下、Ｄ類型の環境基準値は 8.0 mg/L 以下

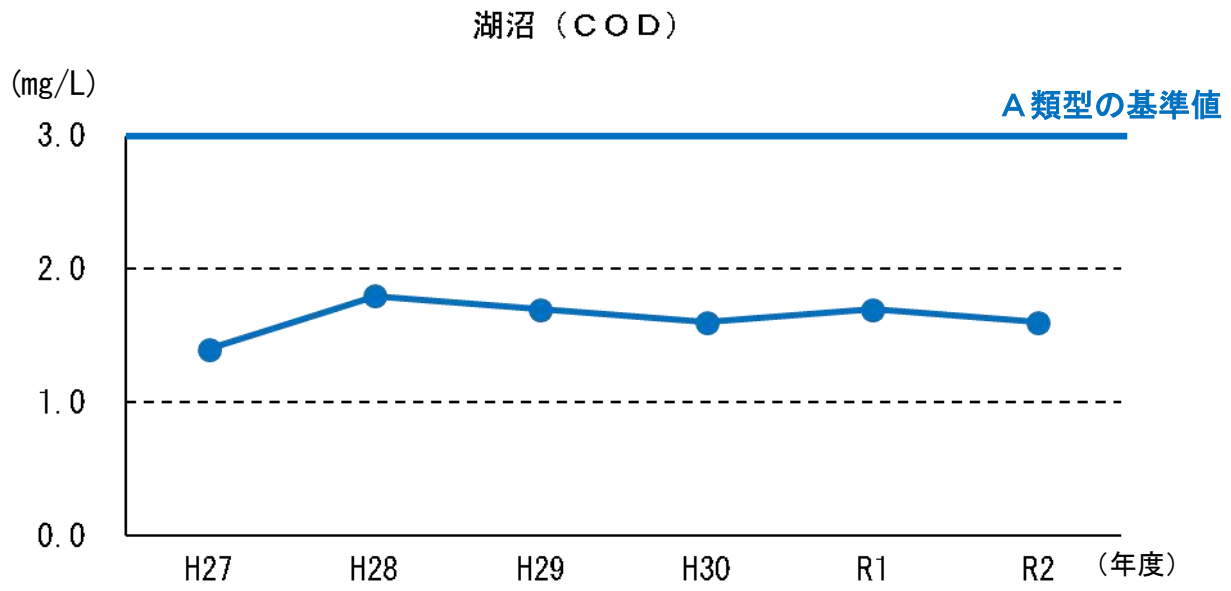


図２－３　公共用水域（湖沼）の水質の推移

※　プロットは類型ごとの全環境基準点の 75%水質値の平均値

※　測定している湖沼（３湖沼）：Ａ類型

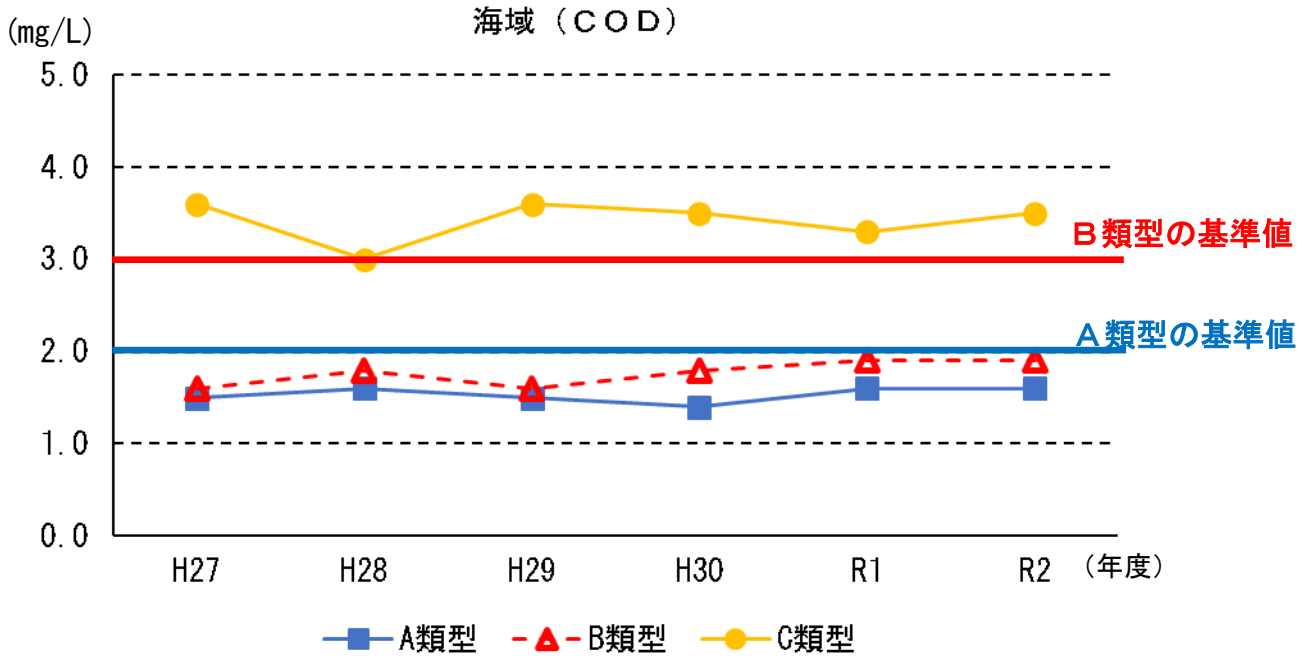


図２－４　公共用水域（海域）の水質の推移

※　プロットは類型ごとの全環境基準点の 75%水質値の平均値

※　Ｃ類型の環境基準値は 8.0 mg/L 以下

② 地下水の水質

県及び富山市では、水質汚濁防止法に基づき、平成２年度から県内平野部 76 地点において、計画的にカドミウムや水銀等の有害物質について地下水の水質を測定しています。令和２年度における概況調査では、全ての地点で環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、過去に人為的原因による汚染が判明した継続監視地点では、浄化対策等によって地下水質が改善し、汚染範囲も縮小しています。

(2) 水質汚濁の防止について

工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法に基づき県又は富山市に届け出ることとなっており、県内には、特定施設を設置している工場・事業場（特定事業場）は、令和２年度末現在、3,370 あります。また、有害物質を排出する特定事業場又は１日の平均的な排水量が 50 m^3 以上の特定事業場から排出される水については、同法に基づく排水基準が適用され、その特定事業場数は 669 で、特定事業場全体の約 20%を占めます。さらに、有害物質を使用する施設等を設置する特定事業場は、地下水汚染を未然に防止することを目的として、構造等基準を遵守する必要があります。

県及び富山市では、これらの工場・事業場に対して、立入検査を実施し、排水基準等の適合状況や汚水処理施設の管理状況等について確認を行っており、令和２年度には、延べ 297 工場・事業場に立入検査を行いました。

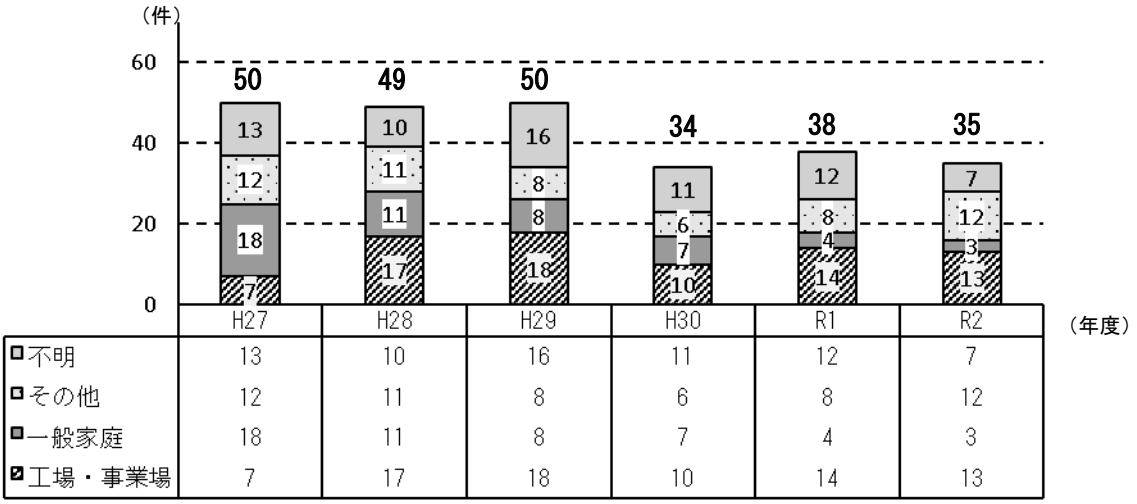
(3) 富山湾に流入する汚濁負荷量及び富山湾海域における水質の将来予測

平成 24 年度と令和２年度の河川から富山湾に流入する汚濁負荷量を解析、比較したところ、ＣＯＤ、全窒素、全りんのいずれについても負荷量が減少していました。また、令和８年度の富山湾海域における水質を予測したところ、現在の施策を着実に講じることにより、ＣＯＤは全ての環境基準点で環境基準に適合し、現在の良好な水質環境を維持できると見込まれます※。

※　詳細については巻末資料参照

(4) 水質汚濁事故の発生状況

近年の水質汚濁事故発生件数は年間 40 件程度です。その多くは灯油など油の流出によるものであり、このほかには魚類へい死や化学物質の公共用水域への流出が数件発生しています。事故の主な原因は、設備の誤操作や灯油の小分け中の不注意等の作業ミス、施設の破損です。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2
不明	13	10	16	11	12	7
その他	12	11	8	6	8	12
一般家庭	18	11	8	7	4	3
工場・事業場	7	17	18	10	14	13

図２－５　水質汚濁事故の発生状況

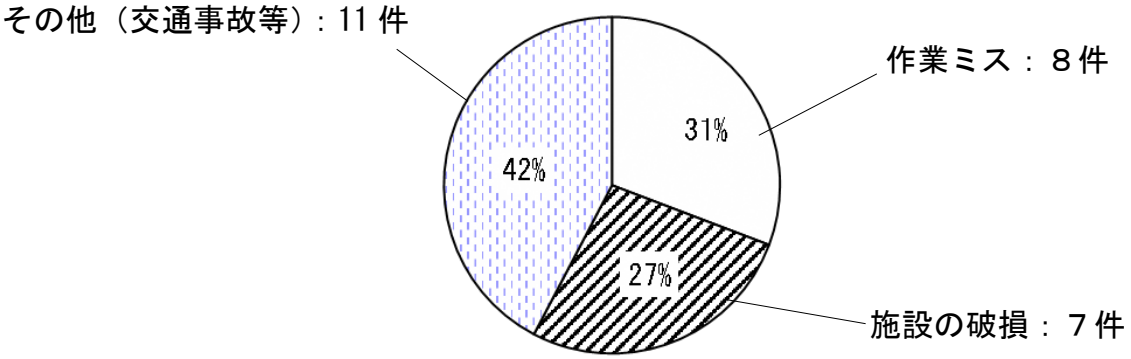


図２－６　水質汚濁事故の原因（令和２年度、原因不明を除く。）

(5)　水環境保全活動の実施状況

県内各地では、地域住民や各種団体により、地域の河川や「とやまの名水」などの清掃、身近な水辺での生き物の調査など、多様な水環境保全活動が実施されています。図２－７のとおり、近年は年間 1,800 人程度が活動しており、累計の活動人数は着実に増加しています。

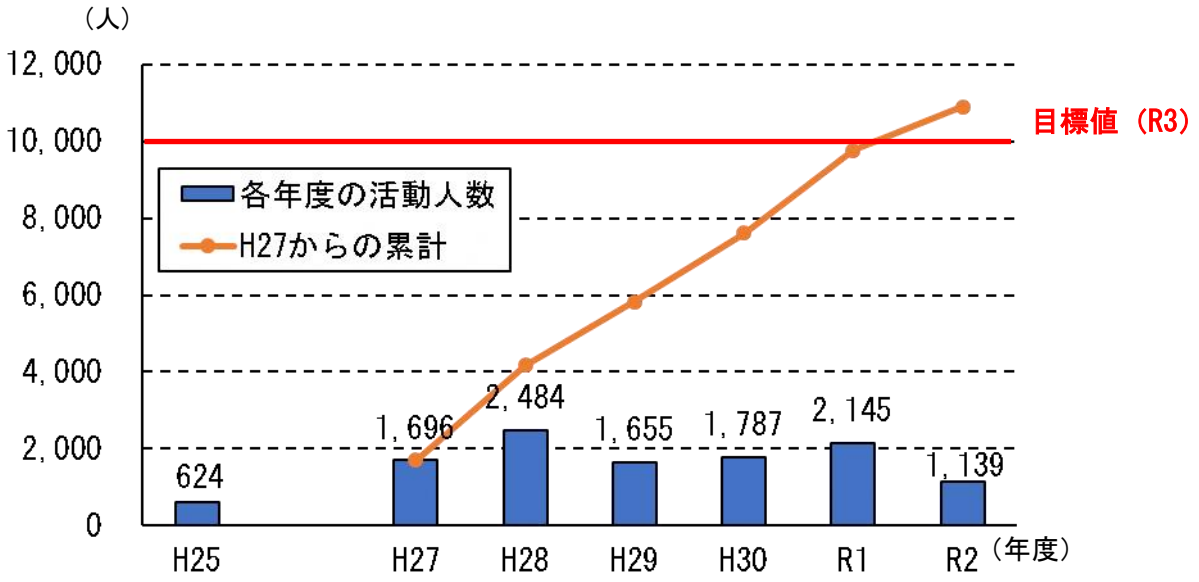


図２－７　水環境保全活動参加者数の推移

２　水環境に係る主要課題

このように、県内の公共用水域及び地下水の水質をはじめとした水環境については、概ね良好な状況になっていますが、今後もこの状況を維持し、さらに向上させていくための主要な課題については、次のとおりです。

(1)　常時監視の重点化・効率化

常時監視に必要な予算や人員に限りがあるなか、環境基準等の新たな調査項目の追加に適切に対応するとともに、調査の質的な水準を確保するため、常時監視の重点化・効率化について検討する必要があります。

(2)　富山湾の水質維持に向けた中長期的な水質の監視

富山湾におけるＣＯＤの水質環境基準達成率は、下水道等の普及、富栄養化の原因物質（窒素、りん）の排出削減などにより、平成 25 年度以降は 100%を維持していますが、富山湾の水質は気象、海象等の影響を受けて変動しやすく、夏季を中心に環境基準値を超過することがあります。このため、富山湾の水質維持に向けて中長期的に水質を監視し、評価していく必要があります。

(3)　気候変動による水質環境への影響に関する調査研究の推進

気候変動による水質環境への影響を把握し、今後の対策を検討するため、調査研究を推進する必要があります。

(4)　水質汚濁事故の未然防止

水質汚濁事故が依然として年間 40 件程度発生しています。工場・事業場での施設の破損による油流出事故だけでなく、家庭においても暖房に灯油を使用する冬期を中心

に不注意による油流出事故が多数発生しており、水質汚濁事故の未然防止対策等を強化する必要があります。

(5)　若者や事業者による水環境保全活動の推進

近年、活動団体数は 100 団体前後と横ばいで推移していますが、活動団体の一部で高齢化や後継者不足等による活動衰退、団体解散・活動休止がみられるため、若い世代の理解や活動参加の促進が必要です。

また、事業者による環境に配慮した事業活動や、地域における環境保全活動を促進する必要があります。

(6)　本県の水環境の魅力向上・発信

富山県ＳＤＧｓ未来都市計画で「水の恵みの活用による持続的な経済発展」が掲げられたことなどから、地域活性化にも資するように、本県の豊かで清らかな水環境のシンボルである「とやまの名水」など、本県の水環境の魅力の向上を図るとともに、その情報発信を強化する必要があります。

第３章　計画の目指す姿と水環境保全施策

１　計画の目指す姿

本県の水環境は良好な状態を維持していますが、富山湾の水質維持、気候変動による影響の把握、水質汚濁事故の防止、水環境保全活動の促進等の課題が残されています。

また、富山県ＳＤＧｓ未来都市計画では、豊かな水の恵みを活かした持続可能な経済発展等の実現を通じて持続可能な社会を構築していくこととされています。

こうしたことから、本計画では、県民・民間団体、事業者、行政等の各主体が緊密に連携協力して水環境の保全やその魅力の向上・発信に取り組み、ＳＤＧｓの達成や「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」の実現を目指すこととします。

なお、「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」とは、具体的には、次のとおり、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」とします。

「きれいな水」とは

公共用水域及び地下水において、水質汚濁に係る環境基準が達成されていること。

さらに、公共用水域の生活環境項目については、河川は環境基準のＢ類型相当以上の水質、湖沼は環境基準のＡ類型相当以上の水質、海域は環境基準のＢ類型相当以上の水質であること。

「うるおいのある水辺」とは

周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然とふれあうことができ、散策など憩いの場が、県民一人ひとりの取組みにより確保されていること。

２　計画の指標

計画の目指す姿の達成状況を示す具体的な指標は、表３－１のとおり、「きれいな水」については水質環境基準達成率、「うるおいのある水辺」については水環境保全活動への参加人数とするとともに、これらの実現に向けて水質汚濁事故の発生件数も指標に掲げます。

表３－１　計画の指標

指標名及び指標の説明	現況 （令和２年度）	目標 （令和８年度）
【水質環境基準達成率】※1 県内の環境基準点の全地点数に対する環境基準適合地点数の割合（ＢＯＤ及びＣＯＤ）	河川 100% 湖沼 100% 海域 100%	河川 100% 湖沼 100% 海域 100%
【水環境保全活動への参加人数】※2	10,906 人 （平成 27 年度から令和２年度まで６年間の累計）	9,000 人 （令和４年度から令和８年度まで５年間の累計）
【水質汚濁事故件数】※3	35 件	25 件以下

※１　現状では全ての環境基準点で環境基準に適合していますが、各種水環境保全施策の推進により、引き続き達成維持を目指します。

※２　水環境の魅力の向上・発信、活動機会の創出・提供、活動支援等により、活動への参加人数の増加を目指します。

※３　水質汚濁事故の主な原因が作業ミスや施設の破損であるため、家庭・事業者向けに未然防止に向けた具体的な取組みの普及啓発を行う等により、発生件数の削減を目指します。

３　水環境保全施策

(1)　施策の体系

本県における水環境の課題に適切に対応して計画の目指す姿の実現に向け、次の施策体系に基づき各種の施策を推進します。

なお、この計画に掲げる施策と関連するＳＤＧｓのゴールは、図３のとおりです。このうち、ゴール６、14、15 が、富山県ＳＤＧｓ未来都市計画の環境面における優先的なゴールです。



図３　本計画と関連するＳＤＧｓのゴール

ア　水質環境の調査及び評価
- (ｱ)　常時監視の適切な実施
- (ｲ)　常時監視の重点化・効率化
- (ｳ)　富山湾の水質の継続監視
- (ｴ)　気候変動による水質環境への影響の把握
- (ｵ)　各種調査の実施

イ　水質汚濁の防止
- (ｱ)　生活系排水対策
- (ｲ)　産業系排水対策
- (ｳ)　畜産系排水対策
- (ｴ)　面源負荷対策
- (ｵ)　化学物質対策
- (ｶ)　地下水汚染対策
- (ｷ)　水質汚濁事故対策
- (ｸ)　公害苦情処理及び紛争解決

ウ　水環境保全活動の推進
- (ｱ)　水環境保全活動の促進
- (ｲ)　「とやまの名水」の保全・利活用
- (ｳ)　環境教育の推進
- (ｴ)　情報発信等

エ　水域の保全等
- (ｱ)　水域の浄化
- (ｲ)　水辺の整備
- (ｳ)　森林の整備・保全
- (ｴ)　水の合理的利用の推進
- (ｵ)　国際環境協力及び調査研究の推進

(2)　推進施策

ア　水質環境の調査及び評価

(ｱ)　常時監視の適切な実施

①　公共用水域

・　水質汚濁防止法に基づき、河川、湖沼、海域の水質を調査し、環境基準の維持達成状況を把握します。

・　ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、河川及び海域の水質及び底質を調査し、環境基準の維持達成状況を把握します。

・　これらの調査の際には、水温、河川流量、気象、海象等の関連する情報を観測・収集し、総合的な水質環境の把握や評価に努めます。

②　地下水質

・　水質汚濁防止法やダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平野部の地下水質を調査し、環境基準の維持達成状況を把握します。

・　地下水汚染やそのおそれが判明した場合は、関係機関と連携し、汚染範囲や汚染原因の特定のための調査を行うとともに、継続して汚染井戸の調査を行い、その推移を監視します。

(ｲ)　常時監視の重点化・効率化

・　大腸菌数、底層溶存酸素量等の新たな調査項目への対応を検討するとともに、補助測定点での調査、要監視項目の測定等の整理を行うなど、常時監視の重点化・効率化を図ります。

・　ＢＯＤ等の生活環境項目については、環境基準の達成維持の状況を確認しつつ、段階的かつ計画的に類型指定の見直しを検討します。

(ｳ)　富山湾の水質の継続監視

・　富山湾の水質について、水温、塩分、透明度等の基礎的な項目や、窒素及びりんの調査を実施するとともに、バックグラウンドでの水質を把握するため、富山湾の中央や外洋でもＣＯＤ等を調査し、中長期的に評価します。

なお、富山湾の水質は、気象、海象等の影響を受けて変動しやすいことが指摘されており、夏季にＣＯＤが環境基準値を超過することもあることから、ＣＯＤだけでなく、クロロフィルａ、溶存酸素量、窒素、りん等の関連調査項目、有害な赤潮の発生の有無等も含めて汚濁状況（水質環境の健全性）を評価し、必要な対策を検討します。

・　富山湾海域における窒素、りんの水質環境目標は、水質の将来予測結果やこれまでの知見を踏まえ、表３－２のとおりとします。

表３－２　富山湾海域における窒素、りんの水質環境目標

水　域　名　※	窒　素	り　ん
小矢部川河口海域（乙）	0.17 mg/L 以下	0.016 mg/L 以下
神通川河口海域（乙）	0.23 mg/L 以下	0.017 mg/L 以下
その他の富山湾海域	0.14 mg/L 以下	0.010 mg/L 以下

※　水域の位置については、巻末資料参照

(ｴ)　気候変動による水質環境への影響の把握

・　公共用水域での常時監視を適応策に位置づけ、気候変動による水質環境への影響の把握に努めます。

・　富山大学、公益財団法人環日本海環境協力センター（ＮＰＥＣ）等と連携し、富山県内の水・栄養塩循環への気候変動の影響等について調査研究を行います。

(ｵ)　各種調査の実施

法に基づく常時監視のほか、主要な湖沼や海水浴場の水質調査、河川及び港湾における底質の重金属調査等を行います。

イ　水質汚濁の防止

(ｱ)　生活系排水対策

①　生活排水処理施設の整備等の推進

・　「富山県全県域下水道ビジョン 2018」に基づき、汚水処理施設の広域化・共同化や、既設処理設備の効果的な改築・更新及び運営管理を推進します。

・　下水道が整備されている地域においては、生活排水の下水道への早期接続を推進します。

・　下水処理水中の窒素、りん等の汚濁負荷の削減を推進します。

・　汚水処理施設の未普及地区については、人口減少に配慮しながら、処理手法の経済性や地域特性などを考慮し、効率的な施設整備の検討を進めます。

②　単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進

市町村や国とともに合併処理浄化槽設置費用を助成するなど、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

③　生活排水処理施設の適切な維持管理の推進

・　良好な排水水質が維持されるように、下水道、農村下水道、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント及びし尿処理施設の適切な維持管理を推進します。

・　浄化槽については、浄化槽法の改正（令和２年４月施行）に対応して整備した浄化槽台帳システムを活用し、浄化槽の適正な維持管理に関する指導や法定検査の受検促進を行います。

④　生活雑排水対策

調理くず、廃食用油等の回収・流出防止など「家庭でできる浄化対策」を普及啓発します。

(ｲ)　産業系排水対策

①　工場・事業場の排水対策の推進

・　水質汚濁防止法及び富山県公害防止条例に基づき、立入検査、届出の審査等を通じて、排水基準の遵守及び施設の適切な維持管理の徹底を指導します。

・　富山湾の水質保全を図るため、事業者、行政等で構成する富山湾水質改善対策推進協議会において工場・事業場からの窒素及びりんの自主的な排出削減対策を推進します。

②　環境管理の推進

・　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、公害防止統括者、公害防止管理者等による組織体制を明確にするとともに、汚水等排出施設等の維持管理や測定データの管理などが適切に行われるよう必要な指導を行います。

・　工場・事業場における排水処理施設の適切な維持管理、環境リスク管理のため、技術講習会を通じた人材育成を図ります。

③　その他の産業系排水対策

・　水質汚濁防止法の規制対象とならない小規模事業場については、生産工程の改善や下水道への放流、必要に応じた処理施設の整備などの指導を通じて排出負荷量の低減を促進します。

　また、中小企業等の公害防止施設の整備を促すため、富山県中小企業脱炭素社会推進資金環境施設整備枠融資制度による支援を行います。

・　土木工事等の実施に当たっては、現場に応じた適切な工法を選択するとともに、濁水対策のための排水処理施設を設置し適切に管理するなど、環境に配慮した工事を推進します。

・　工場・事業場の新増設等の水環境に著しい影響を与えるおそれのある事業については、関係法令に基づく環境影響評価の適切な実施を推進し、水質汚濁の未然防止を図ります。

(ｳ)　畜産系排水対策

富山県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に基づき、家畜排せつ物のたい肥化等のための施設整備を推進するとともに、畑作などの耕種農家等との連携を図り有効利用を推進します。

また、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を推進します。

(ｴ)　面源負荷対策

①　農業地域対策

富山県適正農業規範（とやまＧＡＰ規範）に基づき、化学肥料の適期・適量の施用など施肥方法の改善、農薬の適正使用、効果的な防除技術の利用による化学合成農薬の使用量低減など、環境の保全に配慮した「環境にやさしい農業」を推進します。

②　都市地域対策

・　路面や側溝の堆積物の清掃、雨水の貯留浸透対策を推進します。

・　集中豪雨等に対応するため、雨水の貯留施設や浸透施設の設置、管きょや処理場の能力向上など、合流式下水道における改善対策を推進し、雨天時の公共用水域への汚濁負荷の低減を図ります。

③　面源からの汚濁負荷量などの実態把握に向けた基礎研究の推進

・　農地、市街地等の面源からの汚濁負荷による公共用水域の水質への影響を検証するとともに、必要に応じた負荷量の大きい発生源への対策を検討するため、その実態把握に向けた基礎研究を推進します。

(ｵ)　化学物質対策

①　化学物質の適正管理、排出抑制の推進

・　事業者による自主的な化学物質の適正な管理と環境への排出抑制を図るため、本県が作成した化学物質管理計画策定ガイドライン等を活用して、事業者による化学物質管理計画の策定や原材料の転換、工程の見直しなどを促進します。

・　事業者が取り扱う化学物質の情報開示や地域住民とのコミュニケーションの方法について必要な助言指導や情報提供を行います。

・　富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱に基づき、ゴルフ場において使用される農薬の安全かつ適正な使用及び管理の確保と農薬による被害防止を図ります。

・　災害時の化学物質の河川への流出に際して、環境モニタリング及び流出拡大防止措置を迅速かつ効率的に行えるよう、化学物質の全自動同定定量データベースを構築するとともに、流出拡大防止に必要な情報を整備します。

②　ダイオキシン類対策の推進

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、立入検査、届出の審査等を通じて、水質排出基準の遵守及び施設の適切な維持管理の徹底を指導します。

(ｶ)　地下水汚染対策

①　地下水汚染の未然防止

水質汚濁防止法に基づき、有害物質を取り扱う工場・事業場に対し、施設の構造等基準の遵守や定期点検の実施の徹底を指導します。

②　地下水汚染や土壌汚染への対応

地下水汚染や土壌汚染、それらのおそれが判明した場合には、関係法令の基準等に基づき、汚染範囲や汚染原因の特定、汚染の拡大防止のための措置を講じます。

また、汚染された地下水の飲用など、健康リスク上の懸念がある場合には、関係機関と連携し、速やかな調査の実施と公表に努めるなど、迅速な対応を図ります。

(ｷ)　水質汚濁事故対策

①　事故の未然防止

国、県、市町村、事業者団体の関係機関からなる富山県水質汚濁事故対策連絡会議において、家庭に対しては灯油の小分け時にその場を離れない等、事業

者に対しては防油堤を設置する等の事故防止を呼び掛ける普及啓発資材を作成・配布するなど、事故の未然防止を推進します。

② 事故発生時の対応

・ 富山県水質汚濁事故対策連絡会議等において、関係者間における事故発生時の連携協力体制の強化を図ります。

・ 水質汚濁事故が発生した場合には、関係機関と連携して、原因者に速やかな汚染拡大防止措置の実施を指導するとともに、公共用水域等への影響を把握します。

(ｸ) 公害苦情処理及び紛争解決

・ 水質汚濁に係る公害苦情に対して、市町村及び関係機関と連携し、迅速かつ適正に対応します。

・ 公害に関する民事上の紛争について、公害審査会において公正かつ中立な立場で、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の解決を図ります。

ウ　水環境保全活動の推進

(ｱ) 水環境保全活動の促進

① 活動機会の創出・提供

子どもたちを対象とした森・川・海の環境観察会、大学生や高校生等を対象とした水環境保全活動の体験会（環境保全団体とのマッチング）の開催等により、若者の水環境保全活動への理解の増進や自主的な活動参加を促進します。

② 活動の支援

・ 水環境保全活動に取り組む団体等に対して、器具等の貸出し、水質検査キットの提供、出前講座の開催等の支援を行います。

・ 県民や各種団体等による水環境保全活動の実施状況を把握し、優れた活動を行っている団体等を表彰することにより、水環境保全に対する県民の意識の醸成及び取組意欲の増進を図ります 。

③ 事業者による環境保全活動の促進

・ 富山湾の水質保全に向けた工場・事業場からの窒素及びりんの排出削減といったこれまでの取組みに加え、さらなる取組み「プラスワンアクション」（工場・事業場周辺の用水の清掃、海岸清掃、植林活動、環境学習会等）を促進します。

・ 中小企業等による環境保全活動を促進するため、具体的な取組事例の情報提供などを行うとともに、地域住民との連携に向けた調整を図ります。

④ 水辺の清掃活動等の推進

・ 河川（海岸）管理者による水環境の整備・保全のほか、地域住民やボランティアによる清掃美化活動を推進します。

・ 富山県県土美化推進県民会議による県土美化推進運動を推進するとともに、不法投棄防止パトロール等により不法投棄の未然防止に努めます。

(ｲ)　「とやまの名水」の保全・利活用

①　名水の保全

・　「とやまの名水」の保全に取り組む団体等に対して、ＰＲ用のぼり旗の貸出し、出前講座の開催による支援等を行い、名水の保全を推進します。

・　名水巡りツアーの開催などにより、「とやまの名水」への理解を深め、その保全活動を促進します。

②　名水の利活用の推進

・　「とやまの名水」とともに、名水に関連した商品やイベント、フォトスポットなどを紹介するウェブサイトでの情報発信等により、名水の利活用を推進します。

・　「とやまの名水」の管理者等による定期的な点検、水質検査等の管理を推進します。

・　飲用されている「とやまの名水」の衛生管理の徹底のため、「とやまの名水ネットワーク協議会」において、管理者、市町村等の関係機関と情報交換を行うとともに衛生管理の技術向上を図ります。

・　県内で採水された地下水を利用したミネラルウォーターの製造又は販売を行っている事業者からなる「とやま名水協議会」が実施する名水の配布等のＰＲ活動を支援します。

(ｳ)　環境教育の推進

・　富山県環境教育等行動計画に基づき、県民一人ひとりが水環境に関心を持ち、環境保全に対する理解を深め、自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、情報の提供や学習の機会の提供により、環境教育を推進します。

・　環境教育拠点施設「環境楽習室エコ・ラボとやま」（富山県環境科学センター内）での水環境保全に関する展示や実験・体験を通して、学習の機会を提供します。

・　公益財団法人とやま環境財団等と連携し、水環境保全活動のリーダー的役割を担う人材の育成に努めます。

・　ＮＰＥＣと連携し、海洋教育Ｗｅｂアプリ（海の汚れ、水温、藻場などの海洋環境の経年変化や場所ごとの違いを「見える化」するもの）を開発するとともに、県内の高校生・大学生を対象に出前授業を行います。

(ｴ)　情報発信等

・　県民、事業者、各種団体による水環境保全活動の実施内容、「とやまの名水」をはじめとした本県の水環境の魅力等について、ウェブサイト「とやま名水ナビ」、公式ツイッター「とやまの水環境」等により情報発信します。

・　とやま環境フェア等の環境イベントを通じて、本県の水環境の魅力を発信します。

・　「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している富山湾をはじめとした本県の水環境の魅力について、観光資源としての適切な利活用を推進します。

エ　水域の保全等

(ｱ)　水域の浄化

・　水の停滞や底質の悪化により水質汚濁がみられる水域がある場合は、必要に応じて底泥の浚渫等の浄化対策を実施します。

・　瀬や淵など水深に変化のある河床形状や水生植物の生育環境の確保に努め、河川が本来有している自浄作用の保全を図ります。

・　水源涵養保安林の整備等により、河川の安定した流量の確保に努めるほか、水が停滞し汚濁の流入がみられる都市河川等では、浄化用水を導入し、水量の確保と水質の保全を図ります。

　また、河川管理者・利水関係者の協議、調整により、河川維持流量（環境用水）の確保に努めます。

・　富岩運河等のダイオキシン類対策について、中島閘門上流部の対策工事を進めるとともに、中島閘門下流部の対策工法を検討します。

・　富山県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸管理者等が沿岸市町、地域住民及び民間団体などと連携のもと、海岸漂着物等の円滑な回収・処理を推進します。また、各主体が連携・協力した３Ｒの取組みなど、効果的な海岸漂着物等の発生抑制を推進します。

(ｲ)　水辺の整備

・　水と親しむ空間として、親水公園、散策道、水生植物ゾーンなどの整備や快適な環境づくりを推進します。

　また、各種河川構造物や橋梁の設置に当たっては、地域の歴史・文化、周辺の景観等に十分配慮し、快適な水辺環境の創出に努めます。

・　水辺をより身近なものとするため、河川や農業用排水路の整備に当たっては、治水・利水等本来の機能との整合を図りながら、地域の特性や生態系の保全を考慮し、必要に応じて、親水護岸、多自然型護岸等の整備を検討するなど、自然性の確保に努めます。

・　水生生物の生息地の保全や復元を図るなど生物多様性の保全に配慮した事業を推進し、豊かな生態系をもつ水辺の創出に努めます。

・　周辺環境に配慮しつつ、港湾の機能の充実を進めるほか、うるおいと安らぎのある港湾空間の創出を図るなど、港湾環境の維持・向上に努めます。

(ｳ)　森林の整備・保全

・　森林がもつ土壌保持、保水等の公益的機能の持続的な発揮を図るため、「水と緑の森づくり税」を活用し、県民協働による里山林の整備や、奥地の過密人工林や竹林が侵入した人工林を整備し、広葉樹の混交林へ誘導します。

　また、人工林の伐採跡地に優良無花粉スギ「立山　森の輝き」の普及拡大を図るなど、多様な森づくりを推進します。

・　水源地域など、公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林の指定を進めるとともに、治山事業等を推進します。

・　森林ボランティア団体や企業等による森づくり活動を推進するため、とやまの森づくりサポートセンターを通じ、機材の貸出しや技術講習等の支援を図り

ます。

・　森林などの水源地域を無秩序な開発から未然に守るため、富山県水源地域保全条例に基づき、水源地域における土地取引を事前届出により把握するとともに、適切な管理が行われるよう、必要に応じ指導・助言を行います。

(ｴ)　水の合理的利用の推進

・　水循環基本法が求める「健全な水循環」を維持するため、水の合理的利用（節水、水の再利用等）を促進します。

・　雨天時における水環境への汚濁物質の流入や、気候変動による水災害リスクの低減が期待される雨水の貯留や地下浸透を、周辺への影響に配慮しながら促進します。

・　下水処理水を消雪用に利用するなど、有効利用を推進します。

(ｵ)　国際環境協力及び調査研究の推進

①　国際環境協力の推進

・　ＮＰＥＣを拠点として、日本海及びその周辺地域の自治体と連携・協力し、環境保全に関する交流事業、共同調査などに取り組むほか、北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）環境分科委員会などの場での意見交換等を通じて、国際環境協力を推進します。

・　海洋生態系（貝殻や海草などの海の生き物）が吸収・固定する炭素（ブルーカーボン）について、県内の海洋関係高等学校と連携して地球温暖化対策や海洋環境保全に果たす役割を学ぶプログラムを行うとともに、このプログラムをＮＥＡＲ環境分科委員会の枠組みでも共同プロジェクトとして進めます。

②　北西太平洋地域海行動計画の推進

北西太平洋地域海行動計画（ＮＯＷＰＡＰ）の活動を支援し、日本海及びその周辺地域の海洋環境の保全を推進します。

③　調査研究の推進

国や大学をはじめとする試験研究機関相互の連携を図りつつ、本県の水環境保全に密着した調査研究を推進します。特に海域については、ＮＰＥＣや大学等と連携し、ＮＯＷＰＡＰの推進にも資する日本海の環境保全を視野に入れた調査研究を推進します。

第４章　計画の推進体制

１　県民・民間団体、事業者、行政の役割

本計画の効果的な推進を図るためには、県民一人ひとりが、水環境の保全への関心や理解を深めるとともに、県民・民間団体、事業者及び行政が互いに連携協力しつつ、それぞれが主体的・継続的に水環境の保全に取り組む必要があります。

このため、以下の役割に沿って、計画の目指す姿の実現に向けて水環境保全の取組みを進めます。

(1)　県民・民間団体の役割

- 日常生活に伴う水環境への負荷を低減する。
- 身近な水環境の保全を積極的に実践する。
- 地域の水環境保全活動に積極的に参加する。
- 地域の水環境を適切に利活用する。
- 身近な水環境の魅力を情報発信する。
- 行政が実施する水環境保全施策に協力する。

(2)　事業者の役割

- 事業活動に伴う水環境への負荷低減など、水環境保全のための措置を講ずる。
- 新たな開発や産業立地に当たっては水環境への負荷低減に配慮する。
- 事業活動に伴う水環境への負荷や、自らの環境保全活動等の情報を公開する。
- 地域住民と連携して水環境の保全を実践する。
- 従業員に対して環境教育を行うとともに、従業員に水環境保全活動を推奨する。
- 身近な水環境の魅力を情報発信する。
- 行政が実施する水環境保全施策に協力する。

(3)　行政の役割

①　県の役割

- 水環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
- 市町村の水環境保全施策の総合調整を行うとともに、市町村への技術的支援を行う。
- 水環境保全に関する啓発を行う。
- 水環境の魅力を情報発信する。
- 県民・民間団体、事業者の取組みを支援する。
- 計画の進行管理及び進捗状況の公表を行う。

②　市町村の役割

- 地域特性を踏まえた水環境保全施策を推進する。
- 水環境保全に関する啓発を行う。
- 水環境の魅力を情報発信する。
- 地域住民、関係団体等と連携して水環境保全活動を推進する。

２　計画の推進体制

この計画に掲げた各種施策が適切かつ着実に実施されるためには、県民、事業者、関係団体等の理解と協力を得て、国及び市町村等の関係機関との連携・協力のもと、計画を推進する必要があります。

このため、事業者、関係団体、関係行政機関等で構成する「環境とやま県民会議」等を活用しながら、関係者間において水環境保全施策に関する意見・情報交換を行い、計画に掲げた各種施策を実施します。

３　計画の進行管理

(1)　進捗状況等の確認

計画の進行管理のため、関係機関と連携し、公共用水域や地下水の水質調査等を実施し、水環境の状況を把握します。

また、各種施策の実施状況や水環境保全活動の実施状況などについても把握します。

(2)　進捗状況等の公表

水質環境基準の達成状況などの計画の進捗状況については、毎年、環境白書及び水質汚濁の現況等で公表するとともに、環境イベント等の機会をとらえて周知します。

資料編

目次

Ⅰ　水質環境基準に係る水域類型の指定 1
Ⅱ　富山湾に流入する汚濁負荷量及び富山湾海域における水質の将来予測 12
Ⅲ　用語集 14

Ⅰ　水質環境基準に係る水域類型の指定

1　河川等

(1)　生活環境項目（水生生物保全環境基準項目を除く。）

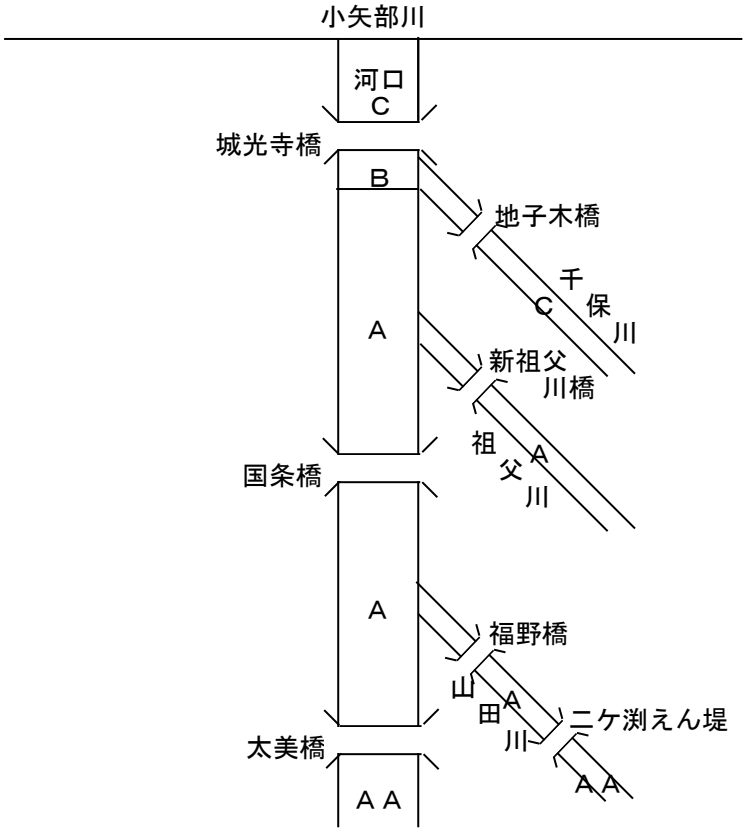
ア　小矢部川水域（昭和 51 年３月 26 日富山県告示第 237 号、平成 22 年４月１日一部改正）

水　　域	該当類型	達成期間
小矢部川上流（太美橋より上流）	ＡＡ	イ
山田川上流（二ケ渕（上原地内）えん堤より上流）	ＡＡ	イ
山田川下流（二ケ渕（上原地内）えん堤より下流）	Ａ	イ
小矢部川中流（太美橋から千保川合流点まで）	Ａ	イ
小矢部川下流（甲）（千保川合流点から城光寺橋まで）	Ｂ	イ
小矢部川下流（乙）（城光寺橋より下流）	Ｃ	イ
祖父川（全域）	Ａ	イ
千保川（全域）	Ｃ	イ

注１　該当類型の欄中「ＡＡ」、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」及び「Ｄ」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表２の１の（１）のアの表の類型を示す。

２　達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

○　環境基準の水域類型の略図（小矢部川水域）

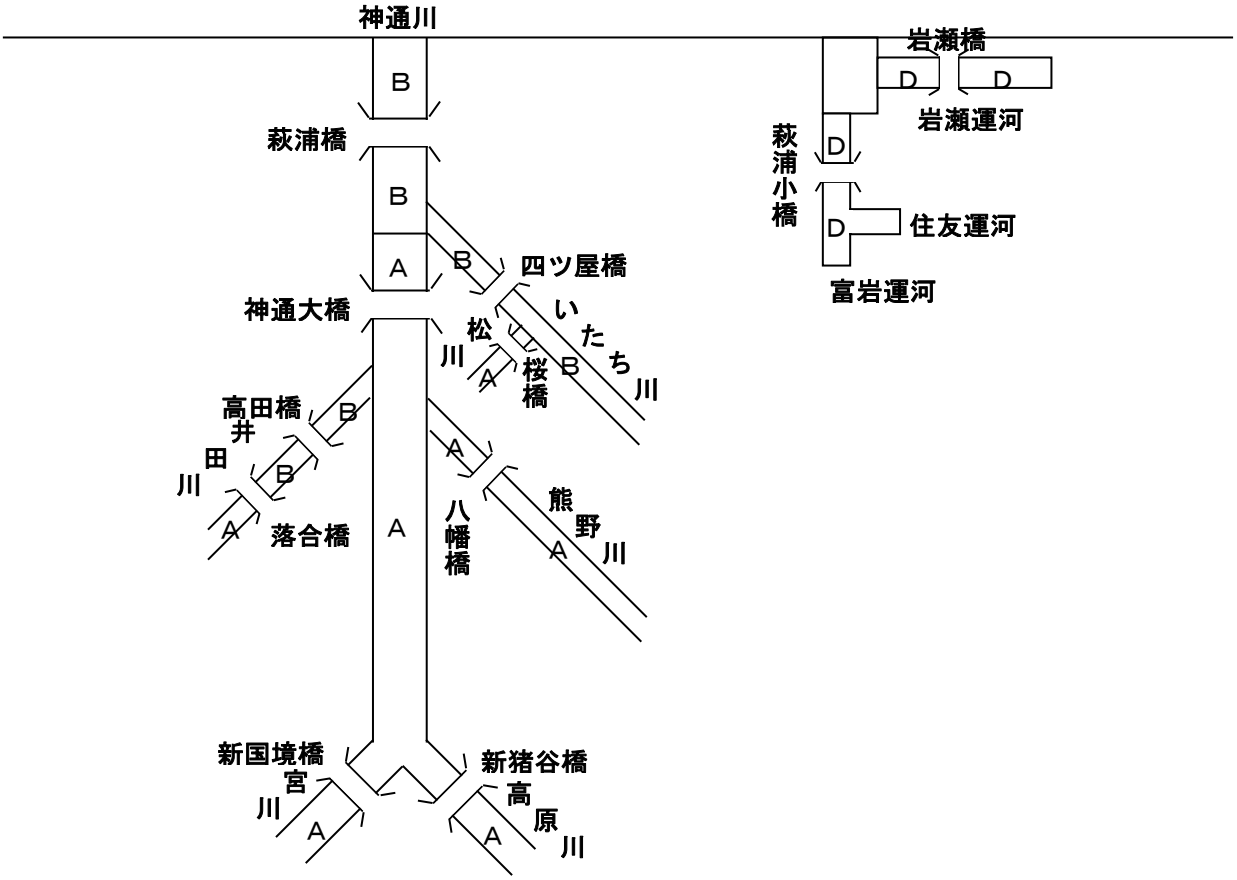


イ　神通川水域（昭和 47 年４月１日富山県告示第 324 号、平成 22 年４月１日一部改正）

水　　域	該当類型	達成期間
神通川上流（いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	A	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	B	イ
いたち川（全域）	B	イ
松川（全域）	A	イ
井田川上流（落合橋より上流）	A	イ
井田川下流（落合橋より下流）	B	イ
熊野川（全域）	A	イ
富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	D	イ

注　小矢部川水域の注と同じ。

○　環境基準の水域類型の略図（神通川水域）

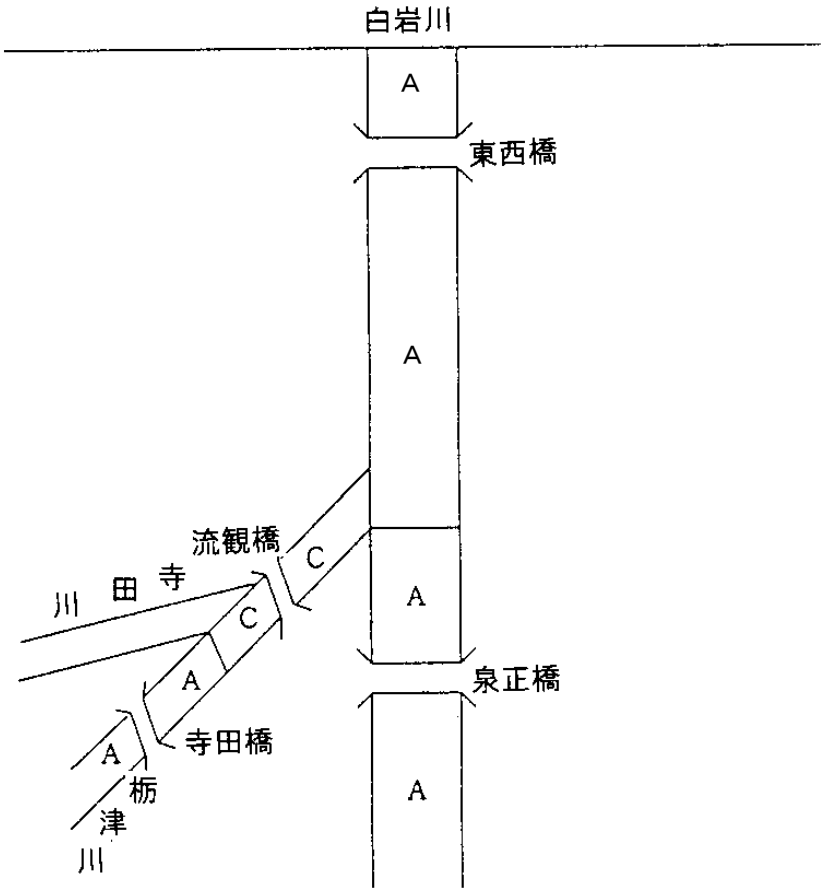


ウ　白岩川水域（昭和 47 年６月 30 日富山県告示第 607 号、平成元年３月 23 日、平成 22 年４月１日一部改正）

水　　域	該当類型	達成期間
白岩川上流（栃津川合流点より上流）	A	イ
白岩川下流（栃津川合流点より下流）	A	イ
栃津川上流（寺田川合流点より上流）	A	イ
栃津川下流（寺田川合流点より下流）	C	イ

注　小矢部川水域の注と同じ。

○　環境基準の水域類型の略図（白岩川水域）



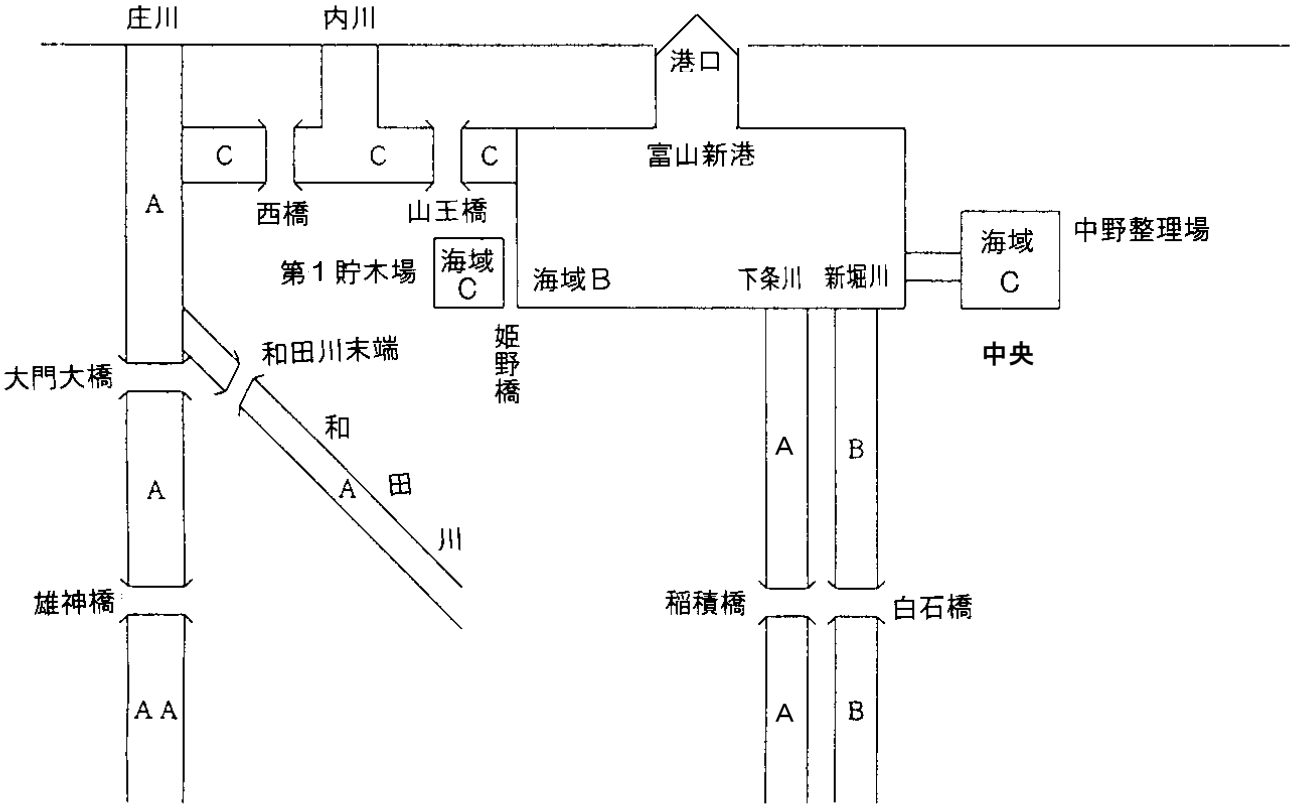
エ　庄川水域等（昭和 48 年 9 月 28 日富山県告示第 936 号、昭和 58 年７月７日、平成 22 年４月１日一部改正）

水　　域	該当類型	達成期間
庄川上流（雄神橋より上流）	ＡＡ	イ
庄川下流（雄神橋より下流）	Ａ	イ
和田川（全域）	Ａ	イ
下条川（全域）	Ａ	イ
新堀川（全域）	Ｂ	イ
内川（全域）	Ｃ	イ
富山新港海域（甲）（別記１の水域）	海域Ｃ	イ
富山新港海域（乙）（別記２の水域）	海域Ｂ	イ

注１　該当類型の欄中の「海域Ｂ」及び「海域Ｃ」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表２の２のアの表の類型を示す。
２　その他は、小矢部川水域の注と同じ。

（別記）
１　富山新港の東防波堤先端と西防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域（以下「新港海域」という。）のうち第１貯木場及び中野整理場に係る海域（富山新港海域（甲））。
２　新港海域であって、富山新港海域（甲）に係る部分を除いたもの（富山新港海域（乙））。

○　環境基準の水域類型の略図（庄川水域等）

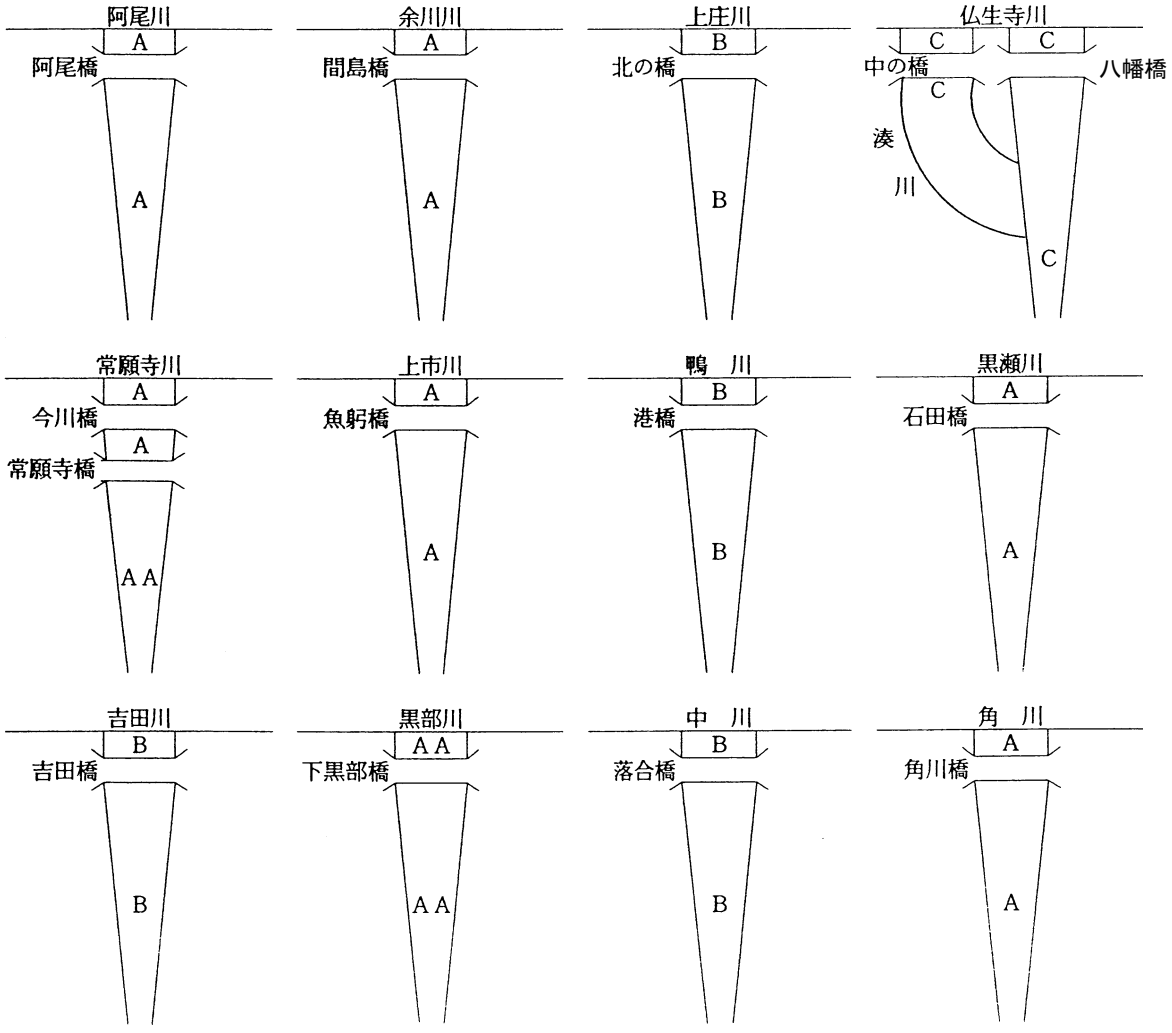


オ　常願寺川水域等（昭和 49 年 12 月 18 日富山県告示第 1151 号、平成３年３月 29 日、平成 22 年４月１日、平成 23 年４月１日一部改正）

水　　域	該当類型	達成期間
常願寺川上流（常願寺橋より上流）	ＡＡ	イ
常願寺川下流（常願寺橋より下流）	Ａ	イ
上市川（全域）	Ａ	イ
中川（全域）	Ｂ	イ
角川（全域）	Ａ	イ
鴨川（全域）	Ｂ	イ
阿尾川（全域）	Ａ	イ
余川川（全域）	Ａ	イ
上庄川（全域）	Ｂ	イ
仏生寺川（湊川を含む全域）	Ｃ	イ
黒瀬川（全域）	Ａ	イ
吉田川（全域）	Ｂ	イ
黒部川（黒部ダム貯水池（黒部湖）を除く。）	ＡＡ	イ

注　小矢部川水域の注と同じ。

○　環境基準の水域類型の略図（常願寺川水域等）

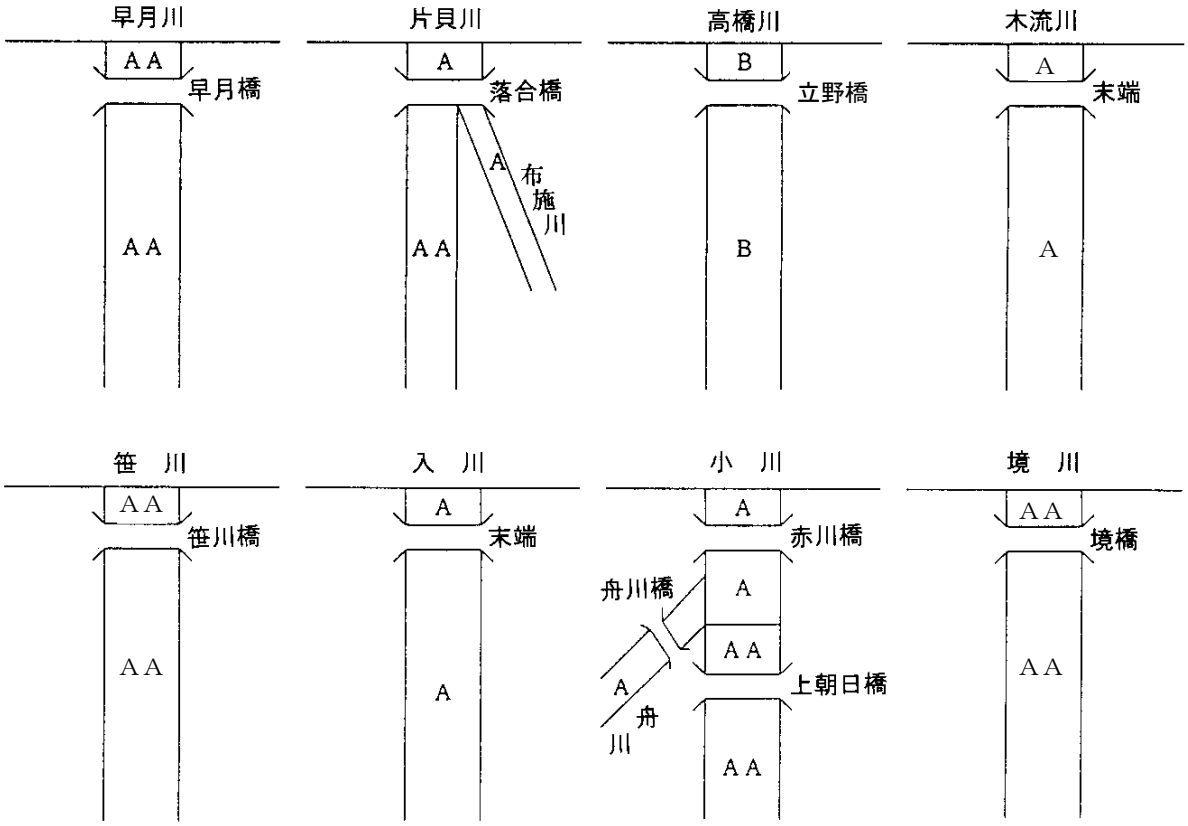


カ　早月川水域等（昭和 51 年３月 26 日富山県告示第 237 号、平成 23 年４月１日一部改正）

水　　域	該当類型	達成期間
早月川（全域）	ＡＡ	イ
片貝川上流（落合橋より上流）	ＡＡ	イ
片貝川下流（落合橋より下流）	Ａ	イ
布施川（全域）	Ａ	イ
高橋川（全域）	Ｂ	イ
入川（全域）	Ａ	イ
小川上流（舟川合流点より上流）	ＡＡ	イ
小川下流（舟川合流点より下流）	Ａ	イ
舟川（全域）	Ａ	イ
木流川（全域）	Ａ	イ
笹川（全域）	ＡＡ	イ
境川（全域）	ＡＡ	イ

注　小矢部川水域の注と同じ。

○　環境基準の水域類型の略図（早月川水域等）



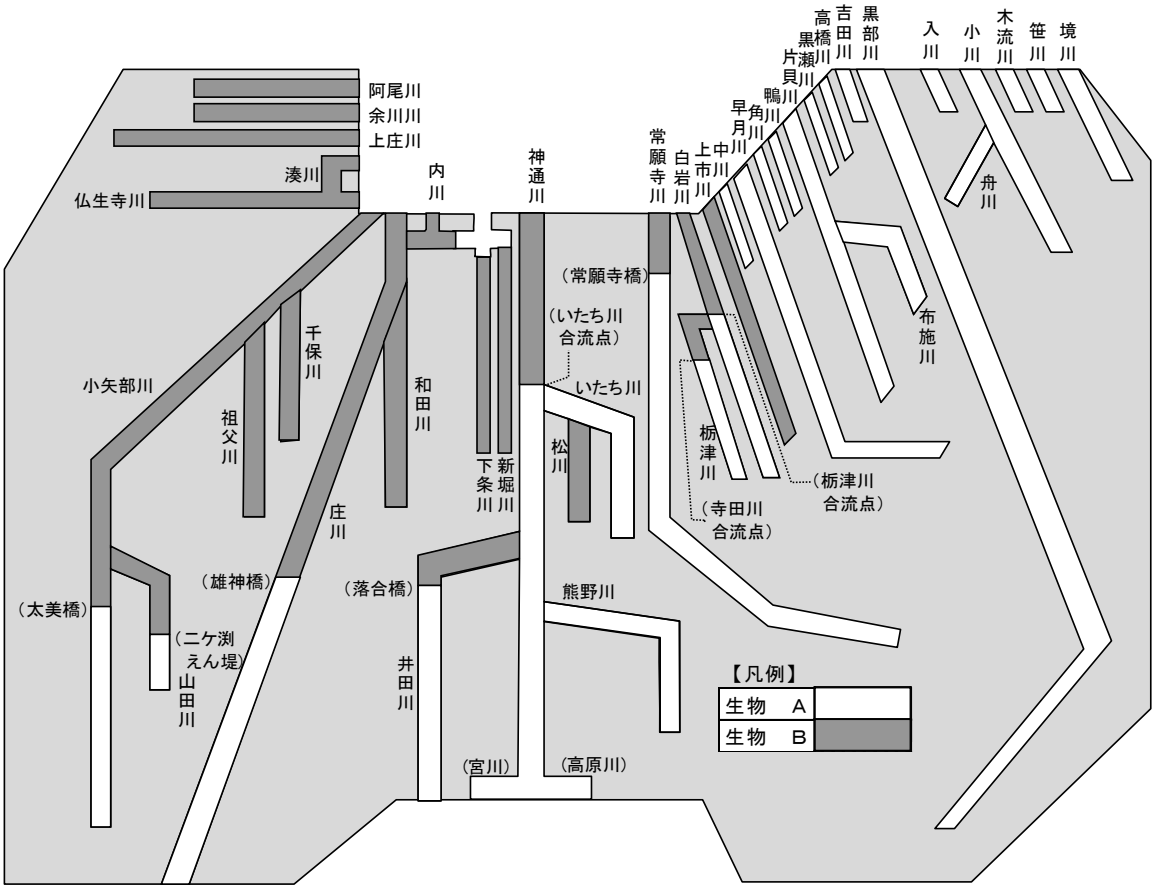
(2)　**水生生物保全環境基準項目**（平成 25 年４月１日富山県告示第 184 号、平成 26 年４月１日富山県告示第 190 号、平成 31 年４月１日一部改正）

水　　域	該当類型	達成期間
阿尾川（全域）	生物Ｂ	イ
余川川（全域）	生物Ｂ	イ
上庄川（全域）	生物Ｂ	イ
仏生寺川（湊川を含む全域）	生物Ｂ	イ
小矢部川上流（太美橋より上流）	生物Ａ	イ
小矢部川中・下流（太美橋より下流）	生物Ｂ	イ
千保川（全域）	生物Ｂ	イ
祖父川（全域）	生物Ｂ	イ
山田川上流（二ケ渕（上原地内）えん堤より上流）	生物Ａ	イ
山田川下流（二ケ渕（上原地内）えん堤より下流）	生物Ｂ	イ
庄川上流（雄神橋より上流）	生物Ａ	イ
庄川下流（雄神橋より下流）	生物Ｂ	イ
和田川（全域）	生物Ｂ	イ
内川（全域）	生物Ｂ	イ
下条川（全域）	生物Ｂ	イ
新堀川（全域）	生物Ｂ	イ
神通川上流（いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	生物Ａ	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	生物Ｂ	イ
いたち川（全域）	生物Ａ	イ
松川（全域）	生物Ｂ	イ
井田川上流（落合橋より上流）	生物Ａ	イ
井田川下流（落合橋より下流）	生物Ｂ	イ
熊野川（全域）	生物Ａ	イ
常願寺川上流（常願寺橋より上流）	生物Ａ	イ
常願寺川下流（常願寺橋より下流）	生物Ｂ	イ
白岩川上流（栃津川合流点より上流）	生物Ａ	イ
白岩川下流（栃津川合流点より下流）	生物Ｂ	イ
栃津川上流（寺田川合流点より上流）	生物Ａ	イ
栃津川下流（寺田川合流点より下流）	生物Ｂ	イ
上市川（全域）	生物Ｂ	イ
中川（全域）	生物Ａ	イ
早月川（全域）	生物Ａ	イ
角川（全域）	生物Ａ	イ
鴨川（全域）	生物Ａ	イ
片貝川（全域）	生物Ａ	イ
布施川（全域）	生物Ａ	イ
黒瀬川（全域）	生物Ａ	イ
高橋川（全域）	生物Ａ	イ
吉田川（全域）	生物Ａ	イ
黒部川（全域）	生物Ａ	イ
入川（全域）	生物Ａ	イ
小川（全域）	生物Ａ	イ
舟川（全域）	生物Ａ	イ
木流川（全域）	生物Ａ	イ
笹川（全域）	生物Ａ	イ
境川（全域）	生物Ａ	イ

注１　該当類型の欄中「生物Ａ」及び「生物Ｂ」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表２の１の（１）のイの表の類型を示す。

２　達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

○　環境基準の水域類型の略図（水生生物保全環境基準項目）



2　湖沼

(1)　有峰ダム貯水池（有峰湖）水域（平成元年３月 23 日富山県告示第 278 号）

水域	該当類型	達成期間	備考
有峰ダム貯水池（有峰湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注１　該当類型の欄中「A」及び「Ⅱ」は昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表２の１の（２）の湖沼のア及びイの表の類型を示す。

２　達成期間の欄中「イ」は「直ちに達成」を示す。

(2)　黒部ダム貯水池（黒部湖）水域（平成３年３月 29 日富山県告示第 245 号）

水域	該当類型	達成期間	備考
黒部ダム貯水池（黒部湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注　有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の注と同じ。

(3)　境川ダム貯水池（桂湖）水域（平成 13 年３月 30 日富山県告示第 148 号）

水域	該当類型	達成期間	備考
境川ダム貯水池（桂湖）	A	イ	
	Ⅱ	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注　有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の注と同じ。

3　富山湾海域（昭和 51 年３月 26 日富山県告示第 237 号）

水域		該当類型	達成期間
小矢部川河口海域（甲）	小矢部川河口の中央を中心とする半径1,200ｍの円弧及び陸岸により囲まれた海域	海域Ｂ	ロ
小矢部川河口海域（乙）	小矢部川河口の中央を中心とする半径2,200ｍの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、小矢部川河口海域（甲）に係る部分を除いたもの	海域Ａ	ロ
神通川河口海域（甲）	神通川河口の中央を中心とする半径1,800ｍの円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東に向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域	海域Ｂ	ロ
神通川河口海域（乙）	神通川河口の中央を中心とする半径2,400ｍの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、神通川河口海域（甲）に係る部分を除いたもの	海域Ａ	ロ
その他の富山湾海域	石川県と富山県の境界である陸岸の地点から富山県と新潟県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域であって、小矢部川河口海域（甲）、小矢部川河口海域（乙）、神通川河口海域（甲）、神通川河口海域（乙）並びに昭和 48 年富山県告示第 936 号において既に指定されている富山新港海域（甲）及び富山新港海域（乙）に係る部分を除いたもの	海域Ａ	イ

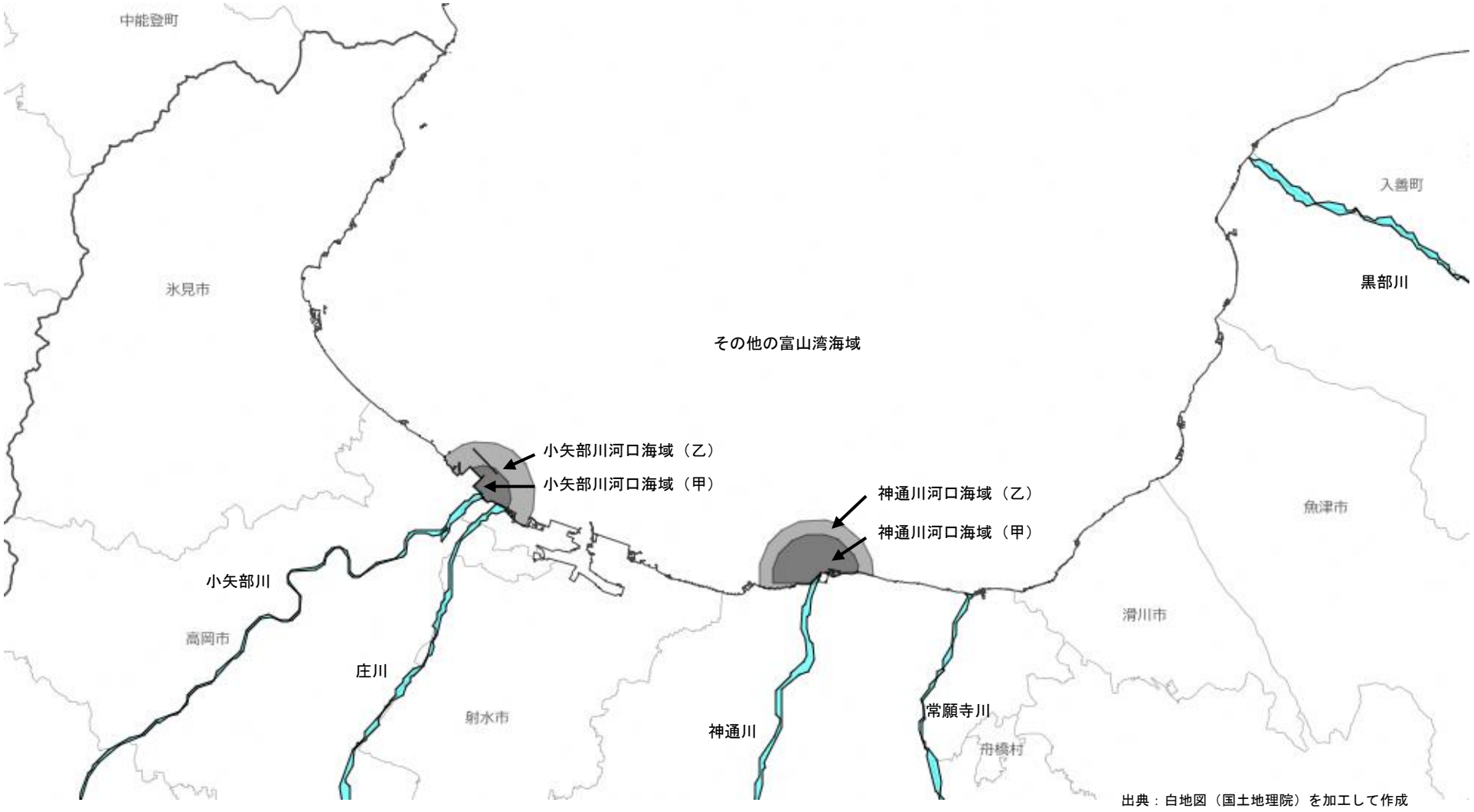
注１　該当類型の欄中「海域Ａ」及び「海域Ｂ」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表２の２のアの表の類型を示す。

２　達成期間の分類は、次のとおりとする。

(1)　「イ」は、直ちに達成

(2)　「ロ」は、５年以内で可及的速やかに達成

○　環境基準の水域類型の略図（富山湾海域）



※　富山県水質環境計画では、小矢部川河口海域（乙）、神通川河口海域（乙）及びその他の富山湾海域に対して窒素及びりんの水質環境目標を定めている。

Ⅱ　富山湾に流入する汚濁負荷量及び富山湾海域における水質の将来予測

１　富山湾に流入する汚濁負荷量の比較（平成 24 年度と令和２年度）

（kg/日）

河川ブロック	直接流入ブロック		BOD		COD		T-N		T-P	
			平成24年度	令和２年度	平成24年度	令和２年度	平成24年度	令和２年度	平成24年度	令和２年度
阿尾川		阿尾橋	54	24	27	13	10	6	1	1
余川川		間島橋	38	33	19	20	7	14	1	2
上庄川		北の橋	104	110	56	58	26	28	3	4
仏生寺川		八幡橋	80	141	144	154	259	260	14	17
	湊川	中の橋	76	4	41	2	16	0	1	0
小矢部川		河口	3,154	2,067	4,254	3,061	199	209	21	18
		城光寺橋	802	559	1,446	982	2,670	1,396	144	112
		国条橋	1,795	959	1,293	755	451	262	75	38
		太美橋	4	1	3	1	2	1	0	0
	千保川	地子木橋	722	817	1,138	924	86	455	12	24
	祖父川	新祖父川橋	198	114	99	63	36	27	5	5
	山田川	福野橋	59	20	32	14	24	19	3	3
		二ケ渕えん提	0	0	0	0	0	0	0	0
庄川		大門大橋	19	72	21	113	52	146	5	11
		雄神橋	19	9	10	10	8	9	1	3
	和田川	末端	277	172	340	233	82	36	10	9
内川		山王橋	18	53	9	48	3	110	0	1
		西橋	29	4	14	2	5	0	1	0
下条川		稲積橋	178	84	272	137	209	158	15	18
新堀川		白石橋	244	135	140	87	69	61	9	14
神通川		萩浦橋	1,254	29	1,263	16	281	7	39	1
		神通大橋	190	110	133	107	78	52	11	6
	宮川	新国境橋	—	—	—	—	—	—	—	—
	高原川	新猪谷橋	—	—	—	—	—	—	—	—
	いたち川	四ツ屋橋	200	898	125	875	85	85	7	21
	松川	桜橋	2	15	6	9	7	4	1	1
	井田川	高田橋	840	602	613	524	8,093	8,407	54	37
		落合橋	334	112	219	86	144	46	21	8
	熊野川	八幡橋	263	105	321	153	255	167	28	20
	岩瀬運河	岩瀬橋	86	14	149	38	117	198	8	3
	富岩運河	萩浦小橋	47	106	71	188	25	50	3	7
常願寺川		今川橋	124	41	155	61	133	56	12	10
		常願寺橋	71	31	43	22	25	11	3	2
白岩川		東西橋	270	168	265	182	131	96	24	30
		泉正橋	122	71	76	53	34	23	15	6
	栃津川	流観橋	567	493	627	594	14	18	3	5
		寺田橋	104	55	50	26	16	8	2	1
上市川		魚躬橋	237	146	158	122	90	79	8	7
中川		落合橋	142	64	72	37	25	20	4	3
早月川		早月橋	21	16	33	29	42	32	2	3
角川		角川橋	160	69	126	58	52	30	5	3
鴨川		湊橋	18	9	12	4	9	1	1	0
片貝川		末端	—	—	—	—	—	—	—	—
		落合橋	29	33	72	30	252	227	24	38
	布施川	落合橋	44	23	44	19	34	15	6	3
黒瀬川		石田橋	162	135	101	97	91	92	7	5
高橋川		立野橋	132	44	139	23	218	10	5	1
吉田川		吉田橋	126	65	146	75	209	78	3	2
黒部川		下黒部橋	44	27	50	40	55	42	7	5
入川		末端	11	7	5	4	2	2	0	0
小川		赤川橋	42	6	29	10	8	1	1	0
		上朝日橋	15	4	8	2	5	1	1	0
	舟川	舟川橋	91	30	46	20	18	16	3	2
木流川		末端	63	3	30	1	10	1	1	0
笹川		笹川橋	26	10	12	5	4	2	1	0
境川		境橋	2	3	1	2	0	1	0	0
下田川			8	10	3	5	1	2	0	0
宇波川			24	8	12	4	5	2	1	0
泉川			22	58	11	29	4	12	1	2
古川			5	4	3	2	2	1	0	0
平曽川			30	16	14	8	4	3	1	1
寺川			34	24	17	15	7	8	1	1
河川計			13,832	9,040	14,620	10,245	14,799	13,098	640	508
その他流域１			27	25	18	13	10	4	2	1
その他流域２			75	36	37	35	19	35	2	4
その他流域３			528	207	396	184	606	94	108	73
その他流域４			70	194	47	529	70	829	4	51
その他流域５			151	13	503	14	686	8	35	2
その他流域６			822	456	964	1,094	1,947	2,114	67	153
その他流域７			320	110	171	109	179	51	29	20
その他流域８			328	199	265	172	246	173	19	14
その他流域９			73	96	46	119	29	188	4	4
その他流域10			238	126	222	117	85	59	17	20
その他流域11			86	10	104	24	31	8	8	4
直接流入計			2,718	1,473	2,773	2,410	3,906	3,563	295	344
総計			16,550	10,513	17,394	12,655	18,705	16,661	935	852

※　橋は当該河川の環境基準点である。

2　富山湾海域における水質の将来予測

（mg/L）

水質測定地点	令和２年度実測値							令和８年度水質予測結果							
	COD（75%水質値）			T-N（年平均値）			T-P（年平均値）	COD（75%水質値）			T-N（年平均値）			T-P（年平均値）		
		基準値	適否		目標値	適否			基準値	適否		目標値	適否		目標値	適否
小矢部川河口海域２	1.9	3.0	○	0.22	—	—	0.015	1.9	3.0	○	0.22	—	—	0.014	—	—
小矢部川河口海域３	1.8	3.0	○	0.25	—	—	0.018	1.8	3.0	○	0.25	—	—	0.017	—	—
小矢部川河口海域５	1.9	2.0	○	0.16	0.17	○	0.012	1.9	2.0	○	0.16	0.17	○	0.011	0.016	○
小矢部川河口海域６	2.0	2.0	○	0.19	0.17	×	0.013	2.0	2.0	○	0.19	0.17	×	0.012	0.016	○
神通川河口海域１	1.8	3.0	○	0.20	—	—	0.012	1.8	3.0	○	0.20	—	—	0.012	—	—
神通川河口海域２	1.9	3.0	○	0.26	—	—	0.015	1.9	3.0	○	0.26	—	—	0.015	—	—
神通川河口海域３	1.8	3.0	○	0.20	—	—	0.015	1.8	3.0	○	0.20	—	—	0.015	—	—
神通川河口海域４	1.7	2.0	○	0.19	0.23	○	0.012	1.7	2.0	○	0.19	0.23	○	0.012	0.017	○
神通川河口海域５	1.7	2.0	○	0.25	0.23	×	0.014	1.7	2.0	○	0.25	0.23	×	0.014	0.017	○
神通川河口海域６	1.8	2.0	○	0.19	0.23	○	0.014	1.8	2.0	○	0.19	0.23	○	0.014	0.017	○
小矢部川河口海域７	1.6	2.0	○	0.15	0.14	×	0.011	1.6	2.0	○	0.15	0.14	×	0.010	0.010	○
神通川河口海域７	1.7	2.0	○	0.20	0.14	×	0.012	1.7	2.0	○	0.20	0.14	×	0.012	0.010	×
その他の富山湾海域１	1.5	2.0	○	0.12	0.14	○	0.008	1.5	2.0	○	0.12	0.14	○	0.008	0.010	○
その他の富山湾海域２	1.5	2.0	○	0.13	0.14	○	0.010	1.5	2.0	○	0.13	0.14	○	0.010	0.010	○
その他の富山湾海域３	1.6	2.0	○	0.14	0.14	○	0.010	1.6	2.0	○	0.14	0.14	○	0.010	0.010	○
その他の富山湾海域４	1.6	2.0	○	0.17	0.14	×	0.014	1.6	2.0	○	0.17	0.14	×	0.014	0.010	×
その他の富山湾海域５	1.4	2.0	○	0.19	0.14	×	0.012	1.4	2.0	○	0.19	0.14	×	0.012	0.010	×
その他の富山湾海域６	1.4	2.0	○	0.18	0.14	×	0.012	1.4	2.0	○	0.18	0.14	×	0.012	0.010	×
その他の富山湾海域７	1.5	2.0	○	0.19	0.14	×	0.012	1.5	2.0	○	0.19	0.14	×	0.012	0.010	×
その他の富山湾海域８	1.5	2.0	○	0.15	0.14	×	0.010	1.5	2.0	○	0.15	0.14	×	0.010	0.010	○
その他の富山湾海域９	1.4	2.0	○	0.14	0.14	○	0.011	1.4	2.0	○	0.14	0.14	○	0.011	0.010	×
その他の富山湾海域10	1.4	2.0	○	0.13	0.14	○	0.009	1.4	2.0	○	0.13	0.14	○	0.009	0.010	○

Ⅲ　用語集

75%水質値

類型指定された水域におけるＢＯＤ及びＣＯＤの環境基準の達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値」があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする。なお、0.75×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。

ＢＯＤ（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）

水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量をいう。有機物による水質汚濁の指標になる。

ＣＯＤ（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）

酸化剤を用いて一定の条件のもとで酸化するときに消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したものをいう。有機物による水質汚濁の指標になる。

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

2015年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成されている。

ウェルビーイング

世界保健機関（ＷＨＯ）憲章の前文において、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態（＝ well-being）にあること」と定義されており、本県では、令和３年２月に策定した成長戦略において「真の幸せ」（ウェルビーイング）を成長戦略の核に据えている。

合併処理浄化槽

水洗トイレからの排水と併せて、台所排水・洗濯排水等の生活雑排水全てを処理して放流する浄化槽である。

環境基準

環境基本法において、政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとされており、水質の汚濁については公共用水域と地下水に対して環境基準が定められている。

環境とやま県民会議

循環型社会と脱炭素社会の構築を目指し、県民、事業者、報道機関、行政等の協力のもと、県民総ぐるみでエコライフスタイルを積極的に推進することを目的として、平成19年６月に設立された県

民会議である。

クロロフィルａ

クロロフィル（葉緑素）は植物などの光合成生物に広く認められる光合成色素である。クロロフィルａは光合成細菌以外の全ての植物に含まれているので、その量は、水中の植物性プランクトンの量、富栄養化の進行の指標として利用される。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目であり、カドミウム、全シアン等、公共用水域において 27 項目、地下水において 28 項目に設定されている。

公益財団法人環日本海環境協力センター（Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center：ＮＰＥＣ）

日本海及び黄海における海洋環境保全に寄与することを目的として、平成 10 年９月に設立された公益法人である。

北東アジア地域の自治体等と連携した環境保全に関する交流や調査研究を実施するとともに、平成 11 年４月には北西太平洋地域海行動計画の「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（ＣＥＡＲＡＣ）」に指定されたことから、富栄養化の防止、海洋ごみ対策、海洋生物多様性の保全などに取り組んでいる。

公益財団法人とやま環境財団

身近な環境問題から地球規模までの幅広い環境問題の解決に向け、県民、企業、行政が一体となって地域に根ざした環境保全活動に取り組んでいくことを目的として、平成３年７月に設立された公益法人である。

環境保全活動及び協働取組の推進、環境教育学習の推進、環境に関する情報収集、提供などの事業を行っている。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

水域の類型指定

生活環境の保全に関する環境基準について、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況、利水目的等を勘案して水域ごとに環境基準の類型（目標の水準）を指定することである。

水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的として、昭和 45 年 12 月に制定された。

水生生物保全環境基準

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準であり、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の３項目が定められている。

生活環境項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する環境基準が設定されている項目であり、ｐＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ等に設定されている。

世界で最も美しい湾クラブ

フランス・ヴァンヌ市に本部を置く非政府組織で、世界の名立たる湾が加盟し、湾を活用した観光振興と資源の保全を目的に活動する団体である。富山湾は平成 26 年 10 月に加盟した。

単独処理浄化槽

水洗トイレからの排水のみを処理し、台所排水・洗濯排水等の生活雑排水は未処理のままで放流する浄化槽である。平成 13 年から新たに設置することは法律で禁止されている。

底層溶存酸素量

湖沼や海域の底層における溶存酸素の量をいう。水域の底層を生息域とする魚介類等の水生生物や、その餌生物が生存できること、それらの再生産が適切に行われることにより、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的として、平成 28 年３月に生活環境の保全に関する環境基準に追加された。

適応策

地球温暖化その他の気候の変動（人為的な要因と自然の要因を含む。）による影響の防止及び軽減を図るための施策をいう。

特定施設

水質汚濁防止法において人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を含む汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として規定しており、具体的には水質汚濁防止法施行令で 101 施設が定められている。

富山県県土美化推進県民会議

うるおいとやすらぎのある住みよい郷土をつくるため、県民の美化意識や公徳心の高揚を図るとともに実践活動を推進することにより県土美化を促進することを目的として、昭和 58 年４月に設立された県民、事業者、行政からなる県民会議である。

富山県水質汚濁事故対策連絡会議

有害物質や油などの河川等への流出又は地下への浸透の水質汚濁事故が多発していることを踏まえ、平成 22 年７月に事故の未然防止対策の推進、事故時の関係者間の連携協力体制の強化等を目的として設置された国、県、市町村、事業者により構成される連絡会議である。

富山県適正農業規範（とやまＧＡＰ規範）

ＧＡＰ（Good Agricultural Practice：良い農業の実践（農業生産活動における環境保全の取組みが含まれる。））の取組みに当たって、ＧＡＰそのものの考え方やどのような取組みが必要なのか、その根拠や取組内容を十分理解するために、実践の道しるべとして平成 23 年 12 月に策定した規範である。

とやまの名水

富山の水が持つ「きれいさ・ゆたかさ・すばらしい水環境」を、県内だけでなく、全国に周知するために、富山県が専門家の意見を基に選んだ場所をいう。昭和 61 年２月に選ばれた 55 件、平成 17 年に選ばれた１件、平成 18 年に選ばれた 10 件を合わせた 66 件を「とやまの名水」と呼んでいる。

とやまの名水ネットワーク協議会

飲用されている「とやまの名水」の衛生管理及び飲用対策を講ずることにより「とやまの名水」に起因する水質汚濁事故を防止するため、会員相互の情報交換、衛生管理の技術向上等を図ることを目的として設立された、県民、事業者、行政からなる協議会である。

富山湾水質改善対策推進協議会

事業所等からの窒素及びりんの削減対策を総合的かつ効果的に推進し、富山湾の水質改善を図ることを目的として平成 15 年 10 月に設立された、県及び事業者で構成される協議会である。

平成の名水百選

水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境のなかで、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを、昭和 60 年選定の「名水百選」に加え、環境省が平成 20 年６月に「平成の名水百選」として選定したものである。

北西太平洋地域海行動計画（Northwest Pacific Action Plan：ＮＯＷＰＡＰ）

国連環境計画（United Nations Environment Programme：ＵＮＥＰ）が提唱する地域海行動計画の一つで、日本海及び黄海の海洋・沿岸環境の有効な利用・開発・管理を目的とした取組みである。日本、中国、韓国、ロシアが参加し、平成６年９月の第１回政府間会合（ソウル）で採択され、平成 16 年 11 月にはＮＯＷＰＡＰの本部事務局である地域調整部が本県と韓国プサンに共同設置された。

北東アジア地域自治体連合（The Association of North East Asia Regional Governments：ＮＥＡＲ）

北東アジア地域の交流・協力の促進、共同発展及び世界平和への寄与を目的に、平成８年に設立された自治体による国際組織である。

現在、日本、中国、韓国、北朝鮮、モンゴル及びロシアの６か国 78 自治体が会員としてＮＥＡＲに参加している（令和２年１月現在）。経済人文交流、防災、スポーツなど 17 分野の分科委員会が設置されており、本県は環境分科委員会のコーディネート自治体を務めている。

名水百選

全国に多くの形態で存在する清澄な水について、その再発見に努め、広く国民にそれらを紹介し、啓蒙普及を図るとともに、このことを通じ国民の水質保全への認識を深め、併せて優良な水環境を積極的に保護すること等今後の水質保全行政の進展に資することを目的に環境庁が昭和 60 年３月、全国各地 100 か所の湧水や河川を「名水百選」として選定したものである。

有害物質

水質汚濁防止法施行令において、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質としてカドミウム等 28 種類が規定されている。

富山県水質環境計画策定経緯

1　富山県環境審議会及び水環境専門部会での審議経過

令和３年３月 15 日　富山県環境審議会へ富山県水質環境計画の改定について諮問
３月 26 日　水環境専門部会へ富山県水質環境計画の改定について付議
８月 31 日　令和３年度第１回富山県環境審議会水環境専門部会（骨子案について審議）
令和４年１月 24 日　令和３年度第２回富山県環境審議会水環境専門部会（改定案について審議）
２月４日　市町村・関係団体への意見照会の実施
～17 日　パブリックコメントの実施
３月７日　令和３年度第３回富山県環境審議会水環境専門部会（改定案の取りまとめ）
３月 29 日　富山県環境審議会に富山県水質環境計画の改定について報告
富山県環境審議会から富山県水質環境計画の改定について答申

2　富山県環境審議会水環境専門部会　委員等名簿

（令和３年度）

区分	氏名	役職
専門部会長	楠井　隆史	富山県立大学名誉教授
委員	加賀谷　重浩	富山大学学術研究部工学系教授
特別委員	松浦　利之	国土交通省北陸地方整備局企画部長
専門員	内田　洋平	国立研究開発法人産業技術総合研究所 再生可能エネルギー研究センター　地中熱研究チーム長
	倉光　英樹	富山大学学術研究部理学系教授
	高橋　剛一郎	富山県立大学名誉教授
	袋布　昌幹	富山高等専門学校教授
	手計　太一	中央大学理工学部教授
	中山　忠暢	国立研究開発法人国立環境研究所 地域環境保全領域　主幹研究員
	藤縄　克之	信州大学工学部特任教授